

2008年度自己点検・評価報告書（法科大学院）

第1章 教育目的

1 明治大学の沿革と法科大学院の設立

（1）明治大学の沿革

明治大学の発祥は、1881年（明治14年）の「明治法律学校」創立に遡る。司法省法学校の第一期卒業生である岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操の3人の「わが国の近代市民社会を担う聡明な若者を育成したい」との思いが結実してできたのが明治法律学校であり、「権利自由」「独立自治」を建学の精神としている。創立以来今日まで120有余年、質実剛健、新しい知の創造、時代の要請をモットーにし、それに応える人材の育成に努め、すでに40万人を超える卒業生を社会に送り出してきた。

本学は、その発祥の由来からして、法学教育にとくに力を入れ、現在でいう司法試験に全国で一、二を争う数の合格者を輩出し続け、明治大正期の法曹界においては、本学出身者は一大勢力を形成していた。この伝統の一端は、今日にも引き継がれている。その中で特筆すべきは、本学が女性法曹育成のパイオニアであることである。昭和初期に専門部女子部（旧明治大学短期大学の前身）を創設し、ここから多くの著名な女性法曹を生み出し、女性の社会進出や活動領域の拡大に大きく貢献してきた。

（2）法科大学院の設立とその理念

明治大学法科大学院は、このような伝統を承継しつつ、司法制度改革審議会意見書（2001年6月）の構想に忠実に、法学教育、司法試験及び司法修習の三者が有機的に連携した「プロセスとしての法曹養成制度」の中核機関として、文部科学大臣の設置認可を経て、2004年4月に開設した。その地位は、学校教育法上専門職大学院の一種としての法科大学院であり、学内的には、既存の「明治大学大学院」法学研究科とは独立した「明治大学法科大学院」（正式名称）である。

本法科大学院の設立の理念は、建学の精神である「権利自由」「独立自治」を踏まえて、21世紀の日本社会を担うにふさわしい法曹を養成することである。すなわち、幅広い教養、豊かな人間性及び高い倫理観を備え、法律問題の解決に当たっては、深い専門的知識に基づく柔軟で創造的な思考によって妥当な解決を導くことができる法曹である。

2 本法科大学院の教育目的

（1）明治大学法科大学院学則第2条

明治大学法科大学院学則第2条に、次のように規定する。

「明治大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）は、法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする。」

（2）豊かな人間性、高い倫理観及び幅広い教養

日本社会が今後さらに事前規制型社会から事後救済型社会へと移行するに伴って、解決を要する紛争が多発することが予想されている。また、行政が国民や住民の「幸福を追求する権利」の実現

に十全に奉仕し、企業がその利益をステークホルダーである社会により良く還元するためには、いっそうコンプライアンスを重視し CSR（社会的責任）を自覚する必要がある。そのために必要なことは、「法の支配」が社会の隅々にまで行き渡ることであり、多数の優れた法曹がその推進力として、社会の各分野でその能力を発揮することである。

本法科大学院の教育目的は、人間として真に優れた法曹の育成であり、上記学則が豊かな人間性、高い倫理観及び幅広い教養を謳うのも、まさにこのことを目的とするからである。

（３）専門的法知識と創造的な思考力に基づく問題の解決能力

２１世紀の法曹は、社会に生起する諸問題について、単にその法的側面を切り取ってその専門的意見を述べるだけ（legal opinion teller）では足りず、その問題をあらゆる側面から検討し、妥当な全面的解決をもたらす者（all-purpose problem solver）でなければならない。そのためには、深い専門的法知識を前提としつつも、鋭い洞察力と独創的な思考力によって問題にアプローチできる者でなければならない。このような資質と能力を涵養するためには、単に理論的教育では足りず、理論に裏打ちされた実践的教育が必要である。

本法科大学院は、このような資質と能力を有する法曹を、実践的教育を通じて育成することを目的とする。

（４）学生が「自ら学ぶ」ことを前提とする教育

本法科大学院の教育は、学生一人ひとりの学力をプロセス的にフォローし、それを引き上げることを目的とするが、それは「手取り足取り教育」ではない。目指すところは、学生が「自ら学ぶ」ことを大前提としつつ、その潜在的能力を引き出す教育である。本法科大学院の教育は、司法試験の受験対策的な指導とは一線を画するものである。

３ 養成しようとする法曹イメージ

本法科大学院が養成しようとしている法曹像は、上述した意味での「２１世紀の日本社会を担う法曹」である。学生がそれを具体的に理解しやすいように、本学の伝統と置かれている条件を踏まえてパラフレーズすれば、次のとおりである。

（１）人権を尊重し『個』を大切にする法曹

本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」は、そのまま現在にも通用する理念である。本法科大学院は、社会全体の利益の名において構成員である個人の基本的な人権や一人ひとりが持つ多様な個性が犠牲にされ、無視されることがないように、これを尊重する法曹を育成したい。

（２）批判的精神をもって社会秩序を探究し人類発展に貢献する法曹

日本は明治維新後短期間に急速に近代化を果たしたが、その挙げ句に無謀な第二次世界大戦に突入し、この歴史の回転を法曹といえども阻止することができなかった。この深刻な過去の反省に立って、本法科大学院は、いかなる権力に対しても常に批判的精神を持ちつつ、あるべき社会秩序の樹立を求め、人類の発展という導きの星に向かって歩み続ける法曹を育成したい。

（３）男女共同参画社会の形成に貢献する法曹

本学は、女性法曹を数多く世に送り出した伝統と実績を持つ。しかし、現在の日本が完全に男女の平等を実現し、女性が社会において男性と完全に平等な地位と権利を享受しているかといえば、そうではない。本法科大学院は、この現実を直視し、社会のあらゆる面で男女の実質的平等が実現し、その活動に男女が共同して参画できる社会を実現するために努力する法曹を、女性か男性かを

問わず、育成したい。

(4) 専門分野に強い法曹

21世紀は、より高度な専門性が問われる時代である。本法科大学院は、法律のあらゆる分野について広く浅い知識を持つオールラウンド型の法曹（generalist）ではなく、本法科大学院がその歴史と現状からとくに重視する「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」「医事生命倫理」の5分野の一つまたは二つについて深い知識を有し、その分野で活躍できる専門法曹（specialist）を育成したい。そのため、本法科大学院では学生に対して、重点を置く専門分野に応じた「履修イメージ」を提示している。

(5) アジア諸国において活躍する法曹

法律家の使命は、国境を越えて広く世界の法律家と連携して正義と平和の実現に貢献することである。本法科大学院は、日本が置かれている歴史的・地理的・文化的状況から、まず近隣アジア諸国との緊密な信頼関係を築くことに貢献し、その基盤に立って活躍する法曹を養成したい。

4 教育目的を達成するための方策及びその達成度

上に述べた本法科大学院の教育目的及び育成しようとする法曹イメージは、画一的な法曹でなく、本学の建学の精神、在野法曹を多数輩出してきた伝統、女性法曹養成のパイオニアである歴史を踏まえ、都心型大学であるその立地条件等を前提とした、本学らしいユニークな法曹を養成したいとの願望に由来するものである。このような教育目的及び法曹イメージは、対外的にも広く公表し、教職員・学生・受験生にも周知徹底を図っている。

こうした教育目的をいかにして達成するか、その理想とする法曹をどのようにして育て上げるかは、カリキュラム、教育内容と方法、入学者選抜ポリシーと方法、教員組織と管理運営、教育のための施設・設備、学生支援等にかかるところが大きい。第2章以下では、それらの事項の点検と評価を行う。

しかし、本法科大学院が掲げる教育目的がどの程度達成されるか、その成果が具体的にどのような形で現れるかについては、司法試験の合格者数のような短期的な数値からばかりでなく、もう少し長い時間をかけて本法科大学院修了者の社会的活動を見守る以外にない。

5 評価と課題

(1) 優れた点

ア カリキュラムについて言えば、本法科大学院の目的・理念に即したカリキュラムが体系的に整備されているとともに、本法科大学院の特徴として5専門分野に重点を置いたカリキュラム編成が行われている。

イ 教員としては、優れた研究教育実績のある研究者教員および実務経験豊富な実務家教員を人数的にも十分に揃えている点、5専門分野には専任教員を配置している。

ウ 教育方法としては、これらの教員が熱意に溢れ、密度の濃い充実した授業を展開し、とくに科目によって「チームによる教育」の手法が行われている点、「総合指導」科目および教育補助講師によってきめ細かい学生指導が行われている

(2) 改善を要する点

ア きわめて優秀な学生がいる反面、教員の熱意や授業の程度に対応できない学生が存在し、同

ークラス内の学生の学力・熱意のバラツキ)が見られる。

イ 法科大学院側の指導にもかかわらず、学生は実定法科目中心の履修計画を立て、基礎法学・隣接科目群の履修率が低く、実定法科目中心主義が見られる。

ウ 学生の履修希望がいくつかの選択科目に集中し、そのため履修者数名の科目から希望者が50人を超えるためクラスを分割せざるを得ない科目まで存在し、教員の負担が偏ることがある。

第2章 教育内容

1 2008年度カリキュラム改革

(1) カリキュラム改革の趣旨

2008年度カリキュラム改革は、主として大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という）の認証評価を受けるため、機構の評価基準に適合させるということを契機とするものであるが、それにとどまらず、これを契機として、2007年度カリキュラム改革において将来の課題とされていた事項についても抜本的な改革を加え、これまでの改革を集大成しようとするものである。

(2) 各系の「総合演習Ⅰ・Ⅱ」及び「総合指導Ⅰ・Ⅱ」等の改革

重要なものとしては、第一に、各系「総合演習Ⅰ・Ⅱ」と「総合指導Ⅰ・Ⅱ」の改革を挙げることができる。5名を超える教員によるオムニバス授業である「総合演習Ⅰ」は、これまでのFD研修会等においてしばしば論議の対象とされてきたものであるが、この機会に3年前期科目である「総合演習Ⅰ」の形態を原則廃止し、3年後期科目である「総合演習Ⅱ」と併せて、科目名を各系「展開演習」として再出発することとした。

第二に、各系「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を各1単位から各2単位とし、修了要件単位に含めることとした。加えて、公法、民事法、刑事法の3系統に分類していたものに、展開・先端系を新たに設けた。「総合指導」のこの改革が質的変容をもたらすことになるのか否か問題となるところであるが、とりあえず、「総合指導」の趣旨を「現代社会において生起するさまざまな法的紛争を理解し、解決できる能力を養成するために、まず、基本的な法知識と基本的な法思考方法を修得させ、次いで、それを基礎にして、問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図る。担当教員の専門領域を中心に、法情報調査や判例評釈・研究論文の書き方の指導、さらには進路指導など、多方面にわたり総合的に指導する。この目的を達成するために、履修学生を20名程度に限定し、学生の理解度に応じて個別に対応する」というものにした。

第三に、2年次の履修上限単位数を38単位から36単位に戻し、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の3つの科目群から修了要件の3分の1以上である31単位以上の履修を必要とすることとした。

(3) 法律実務基礎科目の充実化

実務系臨床科目の充実化も重要な改革指針として挙げることができる。「法文書作成」「模擬裁判」「エクスターンシップ」等の実務系科目については、これまで科目の内容、担当教員の負担等から、履修可能学生数を限定せざるを得ない状況であった。学生からこの点についての苦情・要望が寄せられていたし、機構からの指摘の中にも、この点に触れるものがあつた。そこで、この機会に、「法文書作成」を3分割し、「企業法務文書作成」「民事法文書作成」「刑事法文書作成」（各2単位）とし、また、「模擬裁判」を2分割して、「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」（各2単位）とすることとした。

(4) 科目名称の変更

そのほか、「行政法入門」を「行政法基礎」とし、「訴訟法入門」を「訴訟法基礎」として科目名称を変更した上で、各2単位を各1単位に変更し、修了要件単位に含めることとした。

2 2009年度以降のカリキュラム改革に向けて

(1) カリキュラム改革の趣旨

機構の解釈指針（2-1-3-2（4））によれば、法律実務基礎科目については、平成23年度（2011年度）までに、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ（以上は例示）の授業科目のうち4単位相当が必修または選択必修とされていなければならない。

本法科大学院においては、模擬裁判、エクスターンシップは開講されているが、選択科目としてである。ローヤリングは、エクスターンシップの中にその一部として含まれているが、エクスターンシップ自体も選択科目として開講されているにすぎない。クリニックについては、開設当初のシラバスには記載されていたものの、実際には実施されておらず、その後のシラバスからは削除されている。機構の上記解釈指針に適合させるためには、ここ数年中に法律実務基礎科目について的大幅な改革を実施する必要がある。

(2) 法律実務基礎科目の充実化

機構の上記解釈指針とは別に、本法科大学院における教育の質の向上を図るためには、法律実務基礎科目の充実が必要である。とりわけ、ローヤリング、クリニックについては、他大学の実施状況に鑑みて、できるだけ早い段階での開講が必要である。ただし、クリニックについては、「明治大学ローファーム（法律事務所）」の設置と密接に関係するため、教育等関係常置委員会だけで審議できる事項ではなく、その設置に向けて本法科大学院、さらには本学全体で努力する必要がある。

選択必修科目とするためには、多くの学生が履修できる受け皿を用意する必要がある。2008年度第1回の会議当初から、それを「模擬裁判」と「ローヤリング」に求めてきた。現時点では、次のような案がまとまりつつある。

- ① 「企業法務文書作成」を別にして、民事系と刑事系では、「模擬裁判」と「法文書作成」を統合した科目内容とし、科目名を「模擬裁判・法文書作成（民事）」と「模擬裁判・法文書作成（刑事）」（各2単位）とし、いずれかを選択必修とする案について検討してきた。これが実現できれば、機構の求めている4単位相当の必修化または選択必修化のうち、2単位が満たされることになる。これを実現するためには、コマ数の増設が必要となる。2010年度以降、1クラス33名で、民事3コマ、刑事3コマの開講の可能性について検討した。また、開講時期に係る問題（前期または春期集中）や担当教員の配置の問題、選択必修科目とした場合の成績評価・基準の問題についても検討した。
- ② 現在の「法曹実務演習」（4単位）の内容はエクスターンシップとローヤリングであるが、この中からローヤリングを2単位科目として独立させることとし、2009年度から試験的に1コマ開講するために、2008年度に学則別表1の改正を行った。また、「模擬裁判・法文書作成」以外に2単位相当を選択必修科目とした上で、ローヤリングを多くの学生に履修させるとした場合には、1クラスの学生数、コマ数がどのくらいになるのかについて検討した。現時点では、3年次の前期・後期開講で、2010年度以降は7コマ必要となるのではないかとと思われる。
- ③ 「法曹実務演習」を「法曹実務演習1」と「法曹実務演習2」に分割し、2008年度に学則別表1の改正を行った。「法曹実務演習1」（4単位）は従来型のものであるが、「法曹実務演習2」（2単位）は霞ヶ関インターンシップと呼ばれているもので、中央省庁における行政実務についてのインターンシップである。2008年11月に青山法科大学院長（法科大学院協会理事長）の呼びかけで、東京大・京都大・一橋大・中央大・法政大・本学の霞ヶ関インタ

ーンシップの担当者、人事院の担当責任者が出席して、第1回の会議を開催し、インターンシップにおける研修テーマ、時期、単位数、成績評価等について意見交換をした。その後も数回の会合を重ねて、本法科大学院においては、2010年開講（実施時期は2010年春期集中）予定で準備を進めている。

- ④ クリニックの科目を開設することには、当初から異論はなかった。ローファーム（法律事務所）が設置されなければクリニックの科目を開設できないというわけではないが、ローファームが設置されていた方がクリニックの実施が容易になることは明らかである。2008年7月の明大法曹会主催による「明治大学ローファーム（法律事務所）設置のためのシンポジウム」等を通じて、気運が高まりつつあるが、これには大分時間がかかりそうである。現時点では、ローファーム検討委員会案が執行委員会に提案された段階にとどまっている。

3 プレガイダンスの実施

例年どおり、2009年2月にプレガイダンスを実施した。実施日は2月7日（土）であり、今回は午後だけの開催とした。できるだけ出席しやすい日程としたほうがよいということと、短時間でもほぼ同様の効果を期待できるのではないかと、というのがその理由である。出席者数は、未修者では131名中95名、既修者では94名中65名であった。

プレガイダンスのプログラムは、未修者コースについては、院長挨拶に続いて、憲法、民法、刑法、商法、行政法の各ガイダンスであり、既修者コースについては、院長挨拶に続いて、憲法、民法、刑法、商法、行政法、刑事訴訟法、民事訴訟法の各ガイダンスである。「法情報調査」に係るレクチャーは、昨年度から、4月の新入生ガイダンスにおいて行っている。

4 評価と課題

（1）優れた点及び今後も維持したい事項

ア 理論的教育と実務的教育の架橋について

実務基礎科目群の各科目や基礎法学・隣接科目群の「法と裁判の基礎理論」等において、実務家教員をまじえたオムニバス方式を採用している。両者の架橋については常に意識しており、この4年間で教員間にほぼ定着してきたといえる。とりわけ、展開・先端科目群における「企業関係法務」「知的財産関係法務」「ジェンダー関係法務」「環境関係法務」「医事生命倫理関係法務」の5分野の専門法曹養成科目については、本法科大学院に「専門法曹養成教育研究センター」を付置し、その中に「知的財産」「ジェンダー」「環境」「医事生命倫理」の4セクションを置くこととし、すでに知的財産並びに環境セクションでは、センターまたは研究所を設置し、本格的な活動に入っている。ここでは、理論的教育と実務的教育の架橋それ自体が目的になっている。

また、「行政法展開演習」の中の一分野として「行政訴訟実務」を開設しており、実務家教員（弁護士）が担当している。これは、憲法・行政法に関係する訴訟について、理論と実務の架橋を強く意識した科目である。

イ 日本音楽著作権協会（JASRAC）等による寄附講座としての公開講座の開講

上記の点とも関連するが、知的財産については、2004年度から2008年度にわたる5年間、日本音楽著作権協会（JASRAC）による寄附講座として公開講座を実施した。その成果として、講義録として5年分を公刊し、関係者・関係機関に配布した。この刊行物は、法科大学院に

おける講義においても活用されている。そのほか、同趣旨の寄付講座として、2008年度から3年間にわたり、「第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座」を実施し、2008年12月には、公開シンポジウム「新しい保険法と市民生活」を開催し、保険会社関係者を中心に約650名の参加者があった。これらの寄付講座は、いずれも理論的教育と実務的教育の架橋を試みると同時に、その成果を広く社会に還元することを意図したものである。

ウ 基礎法学・隣接科目の充実

本法科大学院では、豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹を育成するために、基礎法学・隣接科目群に多数の科目を配当している。これらのうちから4単位以上を選択必修としている。各科目の内容についても、この趣旨を貫徹できるように配慮している。各科目の学年配当も適切になされているものとする。

エ 展開・先端科目の充実

きわめて多数の科目を開設し、自己の関心と進路に沿って選択できるように配慮している。各科目の学年配当も適切になされている。

オ 法学部教育との連携

本学法学部及び大学院法学研究科の執行部との間で、連携を維持するために年数回、連絡協議会を開催している。この連絡協議会のほか、法分野ごとに関係教員が集まって相談・協議するという体制がある。

(2) 今後の課題

ア 各系「総合指導Ⅰ・Ⅱ」を2単位科目とした上で、修了要件単位に含めることにしたが、科目の性質・趣旨が必ずしも明確とはいえず、教員間で理解の仕方や授業の方法等に相違がみられる状況にある。学生からの評価は高く、相当の教育効果を上げているものと思われるが、やや戸惑っている教員もいるので、さらに様子をみた上で再検討する必要がある。

イ 各系「展開演習」については、比較的順調に進行しているものと思われるが、履修生の数にバラツキがみられるので、内容やコマ数等について再検討の必要がある。

ウ 法律実務基礎科目群の中の臨床系科目については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会、日弁連、法科大学院協会等における最近の重要課題であり、本法科大学院においては、2010年度以降に「模擬裁判・法文書作成」のカリキュラム改革を行う予定である。実務科目は、今後、授業の内容やコマ数について具体化していくことになるが、担当教員の配置が大きな課題となる。

エ クリニックの科目を開設することは当初から予定されていたところである。ローファームが設置されなければクリニックの科目を開設できないというわけではないが、ローファームが設置されていたほうがクリニックの実施が容易になることは明らかである。前述のように、2008年7月に、明大法曹会主催による「明治大学ローファーム（法律事務所）設置に向けてのシンポジウム」が開催され、少しずつ設置の気運が高まりつつあるが、これにはまだ時間がかかりそうである。認証評価を終えたこの段階で、精力的に取り組む必要がある。

オ 「訴訟法基礎」（1単位）について、その講義内容・教育効果の面から見直しの意見が出された。「行政法基礎」を含めて、未修者向けのカリキュラムについて再検討の必要がある。

カ 法学部教育との連携

本学法学部及び大学院法学研究科の執行部との間で、連携を維持するために年数回、連絡協議

会を開催している。この連絡協議会のほか、法分野ごとに関係教員が集まって相談・協議するという体制がある。これら連携の充実をさらに図る必要がある。

第3章 教育方法

1 授業を行う学生数

本法科大学院においては、多様な科目の性質及び教育課程上の位置づけを配慮し、各科目における教育効果が上げられるようにするため、法律基本科目群の講義科目については1クラス50人を基準にしてクラス編成を行っている。未修者である1年次生は、法律学についてまったく知識をもっていないこと、また2年次生でも、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの科目については、十分な法的素養を備えていないことを前提に、初学者に対する体系的な教育を施すことを可能にするためである。それに対して、演習クラスについては、双方向的、多方向的に密度の濃い教育を行うため、1クラス20人を基準にしてクラス編成を行っている。

2007年度までは、2年次は未修者と既修者の法的知識及び法的思考能力に格差があると認識していたため、未修・既修別にクラス編成を行った。しかし、法学未修者コース入学者の属性が著しく変化し、法学部出身の未修者が増加したことにより、未修者と既修者の能力格差は年々縮まる傾向が見られるため、2008年度から未修・既修混合によるクラス編成を行った。とくに問題となる訴訟法科目については、両者の基礎力の差をうめるために、未修者コース生に対し1年次春期集中科目として「訴訟法基礎」を開講している。

必修科目の履修登録者数は、2008年度の1年次在籍者は108名であったため、50人という基準のほぼ範囲内であった。2007年度の未修者コース入学者のうち130名程度は2年次に進級したが、2008年度既修者コース入学者数を抑制した結果、2年次在籍者数は207名となった。3年次在籍者数は202名であった。そのため、2年次及び3年次の講義科目については、50人という基準のほぼ範囲内であった。演習科目についても、1クラス20人名程度となっている。いずれの学年においても、本法科大学院が設定する1クラスに対する基準の範囲内に収めることができた。

新入学生については、本学では3月31日まで入学辞退を認めており、他方、授業は4月早々に開始されるため、あらかじめ決定したクラス編成の修正が不可能なこともあり、クラスによる人数の偏りはある程度やむを得ないと考える。選択必修科目又は選択科目については、学生の希望によって履修者数が大きく変動するため、履修者数を予測してクラス編成をするには著しく困難が伴う。そこで前年度に履修希望者が多数であった科目については、複数クラスを用意することや、在学生を対象に年度開始前に事前登録を行い、新学期の混乱を避ける等の措置を講じている。

なお、法科大学院の授業の性質上、他専攻等の学生による履修は認めていない。現在、科目等履修生の制度は運用していない。

2 授業の方法

- (1) 本法科大学院における授業形式には、講義形式、演習形式、実践形式がある。講義形式では、1クラス50名を標準として、体系に則って双方向授業が行われる。演習形式では、1クラス20名を標準として、課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向・多方向授業が展開される。「法情報調査」、法文書作成科目、模擬裁判科目などの授業は実践形式で行われる。以上のように、授業科目の性質に応じた適切な方法が選択されている。

本法科大学院の教育課程は、初学者の段階では、基礎的な科目を中心に学習し、3年次になって広い視野のもとで、自分にあった選択科目の履修をすることができるように、カリキュラムが設計

されており、全体を通して専門的な法知識が確実に修得されるように配慮されている。すなわち初学者が体系的に法律学を学ぶには、一定のプログラムに従って履修することが効果的であるという考えから、1年次・2年次配当科目はほとんど必修科目とされている。未修者を対象とする1年次授業は講義形式による科目が中心であり、専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼を置いている。2年次・3年次は具体的な事例を素材とした演習形式による科目を中心に構成し、複数の教員が同一科目を担当するが、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析力及び法的議論の能力を育成できるように、担当教員間で教育内容及び授業の進め方について頻繁に検討し、改善を図っている。

法律実務科目として、クリニックは実施していない。エクスターンシップの実施に際しては、参加学生に対する事前の指導を通じて、法令遵守と守秘義務について適切な指導を行っている。また本法科大学院の教員と研修先の実務指導者との密接な連絡のもとに、適切な指導監督が行われ、成績評価についての責任体制も確立している。研修学生は研修先から報酬を受け取っていない。

- (2) 各授業科目の教育目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的・多方向的な授業を実施できるように、学年のはじめに詳細なシラバスを配布しており、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。成績評価方法がシラバスに記載されていない科目も若干存在したため、2008年度からは、定期試験前に全科目成績評価方法を一覧表にして掲示し、さらに学生への周知を図ることとした。完全セメスター制を実施しているが、現在は4月の段階で年間の履修登録をさせ、後期開始時に若干の変更を認めている。前期科目の成績管理や入学試験など、夏期休業中の業務が繁多であるため、困難ではあるが、前期の履修の成果を踏まえて履修登録ができるような可能性の検討も継続している。
- (3) 各学生の1日に履修する必修科目が2科目以内になるように時間割を設定して、予習・復習の時間的余裕をもてるように配慮している。予習できるように、教材や関係資料を事前に配布するとともに、教員からの指示により、計画的な学習が可能な態勢をとっている。課題を出す科目も少なく、学習成果がこまめにチェックされる。さらに教育補助講師制度を通して、個々の学生の学習レベルや希望に合わせた履修指導の態勢をとっている。教育補助講師は相当数の学生に利用されており、教員に対する日常的な質問や相談とともに、効果的な学習指導体制となっている。なお文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセス学業評価システム」を開発し、2007年度には本格的に稼働を開始した。当初予定では、当システムを活用し、各科目間の有機的関連を踏まえた総合的な学習指導を可能にすることを目標としていた。しかし、2008年度も、必修科目ではほぼ全科目のデータを集積したものの、その他科目での利用は少なく、出席データ確認システムとしての機能以外は、想定どおり機能しているとは言い難く、今後の検討が必要である。履修指導としては、入学手続き者に対しては、入学前の段階でプレガイダンスを行い、カリキュラムの考え方と概要、授業内容、自主学習の要点などを説明して、適切な履修科目の選択を支援している。

授業はアカデミーコモンで実施している。自習室として、建物は異なるが、授業時間外の自習が可能となるように、学生全員が利用できるスペースを用意し、各自に固定的な座席及びロッカーが与えられている。ローライブラリー、法廷教室を備えるとともに、E-learning、インターネット等によるデータベース、本学のポータルサイトである Oh-o! Meiji システム等による学習支援態勢も

整備されており、学習環境は良好である。さらに学生が自主ゼミを行えるディスカッションルームを備えており、授業時間外における学習を充実させる措置を講じている。

集中授業は科目の性質上、いくつか存在するが、実施する場合には、夏期休暇中又は春期休暇中を利用している。

3 履修科目登録単位数の上限

本法科大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるように、履修科目として1年間に登録できる単位数の上限は、年間36単位とされている（2007年度入学者の2年次のみ38単位）。また進級制度を採用しており、1年次から2年次への進級要件として、1年次に配当されている必修科目の総単位数（28単位）の5分の4（23単位）以上の修得が必要とされ、2年次から3年次への進級要件として、未修者の場合には、1年次に配当されている必修科目のすべての単位及び2年次に配当されている必修科目の総単位数（28単位）の5分の4（23単位）以上、既修者の場合には、2年次に配当されている必修科目の総単位数（30単位）の5分の4（24単位）以上の修得が必要とされる。そのため、最終年次に多数の科目の履修が必要になるという事態は想定しにくく、最終年次についても、特に履修科目登録数の制限を緩和する措置は講じられていない。履修科目登録数の上限は、進級が認められた学生についても、原級留置となった学生についても、同様に適用される。すなわち履修登録可能な単位数には、再履修科目の単位数が含まれる。必修科目の単位を修得できなくとも、4～5単位であれば進級することができるが、必修科目はいずれも2単位または4単位であるため、必修の再履修科目は4単位が限度となる。原級留置の学生は、年次配当されている科目しか履修できないため、選択科目を履修することが多いことが考えられる。原級留置の学生に対しては面接を行い、適切な科目の履修選択や自主学習のあり方について指導をしている。

4 評価と課題

(1) 優れた点

ア 少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されており、講義科目につき1クラス50名、演習科目につき1クラス20名の定員がほぼ守られている。

イ 授業は、学年進行に応じて適切な方法を採用し、最終的に専門的な法知識が確実に修得されるように配慮されている。1年次は主として講義形式により、専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼を置き、2年次・3年次は演習形式による科目を中心に構成し、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析力及び法的議論の能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法を採用している。

ウ 各科目の担当教員は、授業の進め方や教材の開発などについて、頻繁に協議を行って改善を図っており、チームによる教育を実施することにより、より高度の教育を提供できているものと自負している。また多くの科目において、授業内容の特色を踏まえた独自の教材開発が授業担当教員によって行われている。

エ 学年の始めに詳細なシラバスを配布して、授業内容及び成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。それが不十分である場合を考慮し、定期試験前に全科目成績

評価方法を一覧表にして掲示することを開始した。また授業の効果を十分に上げられるように、学生の予習の便宜のため、教材や関係資料を事前に配布している。

オ 教育補助講師制度を通して、個々の学生の学習レベルや希望に合わせた履修指導の態勢をとっている。教育補助講師は相当数の学生に利用されており、教員に対する日常的な質問や相談とともに、効果的な学習指導体制となっている。

カ 学生が自主ゼミを行える施設も完備されており、授業時間外における学習を充実させる措置を講じている。学生全員が利用できる自習室、ローライブラリー、法廷教室など学習環境は良好である。

キ 適切な履修科目の選択を支援するために、入学手続者に対して、入学前の段階でプレガイダンスを行い、カリキュラムの考え方と概要、授業内容、自主学習の要点などを説明している。プレガイダンスはかなりの時間をかけて実施しており、入学後の授業への導入がスムーズに行えるという感触をもつ教員が多い。学生が履修計画を考えるうえで、プレガイダンスは有益だったようであり、かなり成果が上がったと判断している。

ク 1年間に履修登録できる科目の単位数は36単位までであり、各学生が1日に履修する必修科目が2科目以内になるように、時間割の設定をしている。

(2) 改善を要する点

ア 文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセス学業評価システム」を2007年度に本格的に稼働させた。しかし、データの集積は不完全であり、各科目間の有機的関連を踏まえた総合的な学習指導を行う手段として、このシステムの充実を改めて確認し、活用するか、または代替手段の導入を検討していくか等、今後の運用について方向性を見出していかなければならない。

イ 完全セメスター制を実現しているが、現在は4月の段階で年間の履修登録をさせ、後期開始時に若干の変更を認めているにすぎず、学生が前期の履修結果を踏まえて、後期の授業を選択できるシステムとはなっていない。夏期休業中の業務が繁多であるため、実現にはなお困難が予想されるが、前期の履修の結果を踏まえて履修登録ができるような可能性を探っていきたい。

第4章 成績評価及び修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価の基本方針

本法科大学院では、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するため、各科目担当者からのアンケートと教員研修における議論に基づいて、次のような考え方に基いて成績評価を実施している。

- ① 複数教員が担当する科目については、担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに、全員で成績評価を行い、担当者による不公平が生じないように留意する。
- ② プロセスとしての学業評価の実現のため、1回の期末試験で評価をするのではなく、課題、中間テスト、授業中の発言、出席状況などを総合的に勘案して成績評価をする。

開設時には上記方針を確認したにもかかわらず、とくに①に係る教員間、科目間での周知徹底が図られておらず、2008年度の時点では、①の方針に基づき、当該学年全体の学生を母数とするもの、当該科目担当者が担当するクラス（1つの場合と複数の場合がある）の学生を母数とするもの、各クラス単位の学生を母数とするもの、という3通りの母数による評価方法が混在し、成績評価が行われていた。

この点について、機構から改善の指摘を受け、①の方針を遵守するために、「同一のシラバスに基づく授業については、2009年度から、S・A・B・Cの評価基準となる母数は、クラス単位ではなく、受講者全員を母数とする。」ことを教授会において方針決定し、FD研修会において具体的な対応方法を検討した。

(2) 成績評価基準

以下の厳格な成績評価基準が設定されており、各科目の成績評価方法が客観的で公正であるように、教員間の検討が行われている。

筆記試験の採点にあたって、憲法など一部の科目においては、氏名等を隠すことにより、匿名性の確保がされている。しかし、採点の結果を採点表に転記する人員の確保が困難なため、匿名性を確保していない科目が多い。その場合でも、複数教員の協議によって成績評価をするので、成績評価の恣意性は排除できている。

① 成績評価基準

成績はS・A・B・C・Fで評価し、S・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする（学則第19条）。

② 評価区分と評点

S：90～100点，A：80～89点，B：70～79点，C：60～69点，
F：59点以下

③ 成績分布

Sは履修者の10%以内

S，Aを併せて履修者の35%程度とする。また，Bについては45%程度，Cについては20%程度に付与する。

④ グレード・ポイント（括弧内はポイント）

S：90～100点（4），A：80～89点（3），B：70～79点（2），

C : 60～69点(1) , F : 59点以下(0)

* グレード・ポイント・アベレージ (GPA) の計算方法

$$[(S \text{ 評価を受けた科目の単位数} \times 4) + (A \text{ 評価を受けた科目の単位数} \times 3) + \dots] \div \text{総修得単位数}$$

上記の成績評価基準・成績分布基準等は、法科大学院要項において、学生に事前に開示されている。各科目の成績評価方法は、シラバスによって事前に学生に示され、それに従った成績評価が行われている。

(3) 成績の発表

成績の発表は、前の学期までの結果に基づき、その後の授業科目を円滑に履修するために行うものであり、各学期のはじめに「成績通知票」が本人に配布される。成績評価について説明を希望する学生は、所定の期日までに事務室に申し出たうえで、担当教員による説明を求めることができるようになっている。

2008年度から、各学期終了後の一定期間、事務室窓口において、学生が成績評価結果としてその学期に開講された全科目の科目別成績分布表を閲覧し、確認することができるようになった。

既に履修した科目やこれから履修する科目も含めて、各科目間の有機的な関連を踏まえて、教育するという観点から、授業科目の教育は成績評価によって完了するのではなく、プロセスによる教育の一部分にすぎない。文部科学省の専門職大学院形成支援プロジェクトに採択された「プロセス学業評価システム」を開発し、2007年度には稼働が始まった。プロセス学業評価システムは、科目相互間の有機的な関連性を前提として、各科目における成績評価自体が法科大学院における一連の教育課程の一環であるにとらえたうえで、科目履修中の出欠状況、授業中の発言、レポート、小テスト、期末試験などのすべての要素を総合的に勘案する客観的で透明な成績評価を行うとともに、各学生の履修する全法律基本科目について、最終的な成績評価、プロセス情報及び教育指導に有益と思われる個人情報コンピューターに入力して、学生毎に「学習支援カルテ」を作成し、これを学生に提供して、学生の自主学習のサポート、科目間の有機的関連性を踏まえた総合的指導などに活用することを目的とするものである。しかし、当システムのデータ集積が不完全であるために、想定どおりには機能していない。

2008年度から、3年次学生の成績（入学から3年次前期終了まで）のGPA上位20名について、成績優秀者表彰制度を導入した。

(4) 試験の種類—定期試験・追試験・再試験・特別試験

病気などの正当な理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。必修科目の単位の認定を受けられなかった者については、授業担当教員の判断により、再試験を受ける機会が提供されることがある。未修者の1年次前期は、法律学の学習に不慣れなため、後期の総合指導において再教育をしたうえで再試験を受けさせることとしている。3年次生については、必修科目はすべて履修したが、修了要件単位数に不足する者について、特別試験の制度が設けられている。これらの試験においても、定期試験と同様に、試験の実施及び成績評価は厳正に行われている。なお再試験及び特別試験において単位が認定される場合は、Cの評価しか受けられない。

(5) 他大学等の履修結果の単位認定

本法科大学院以外の教育機関における履修結果について、本法科大学院における単位を認定することについては、本法科大学院の教育課程の一体性が損なわれることがないように、厳正で客観的

な成績評価が確保されている。まず法科大学院における教育の性格上、他の法科大学院ではない教育機関における履修単位を本法科大学院において単位認定することは行っていない。次に、他の法科大学院における履修単位については、本法科大学院において該当と思われる科目の担当教員が当該他の法科大学院における科目の内容を検討して、単位を認定するか否かの判断資料を作成し、教授会の決定に基づいて単位を認定する。

(6) 進級制度とその要件

本法科大学院では、次のような進級制度を設けている。

- ① 1年次から2年次への進級条件としては、1年次に配当されている必修科目の総単位数（28単位）の5分の4（23単位）以上の修得が必要とされる。
- ② 2年次から3年次への進級条件としては、法学未修者の場合は、1年次に配当されている必修科目のすべての単位、及び2年次に配当されている必修科目の総単位数（28単位）の5分の4（23単位）以上の修得が必要であり、法学既修者の場合は、2年次に履修すべき必修科目の総単位数（30単位）の5分の4（24単位）以上の修得が必要である。

進級要件を充足しなかった者は、在籍していた学年を繰り返すこと（原級留置）になるが、個別に面接を行い、履修指導を行っている。同一学年の進級要件を、2年間引き続き充足しなかった者に対しては、退学勧告を行う。進級制度については法科大学院要項において事前に開示されている。F 該当者について再試験を行うかどうかは、各科目担当者の判断による。

なお、成績評価・修了認定の厳格化の流れに対応するため、上記条件に加え、2009年度以降の入学生については、1年次から2年次への進級条件に、必修科目のGPAが1.4以上とする条件を付加することとした。

2 修了認定及びその要件

- (1) 法科大学院を修了すれば法務博士の学位が授与され、その修了は国家試験たる司法試験の受験資格である。本法科大学院では、修了要件として、標準修業年限3年以上在学し、93単位（2006年度までは、必修科目64単位、修了要件となる選択科目29単位。2007年度は、必修科目64単位、基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上選択必修科目を修得。ちなみに、2008年度以降は、2007年度の修了要件に、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得）以上の修得を要求している。本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、標準修業年限を2年とするとともに、1年次に配当される必修科目のうち、26単位（憲法、民法、刑法、商法）を修得したものとしなしている。

- (2) I・IIの授業科目中の必修科目の単位数及び修了要件は以下のとおりである。

		2008年度以降	2007年度	2006年度以前
I	ア 公法系科目	必修科目 10単位	必修科目 12単位	必修科目 12単位
	イ 民事法系科目	必修科目 30単位	必修科目 32単位	必修科目 32単位
	ウ 刑事法系科目	必修科目 12単位	必修科目 14単位	必修科目 14単位
II	実務基礎科目	必修科目 6単位	必修科目 6単位	必修科目 6単位
III	基礎法学・隣接科目	選択必修科目 4単位	選択必修科目 4単位	特に制限はない
IV	展開・先端科目	選択必修科目 12単位	選択必修科目 12単位	特に制限はない
その他		II・III・IV群から31単位以上	—	—

以上の修了要件については法科大学院要項において事前に開示されている。

修了認定は、教務等関係常置委員会、執行委員会の議を経て、法科大学院拡大教授会において認定を行う手続きとなっている。修了認定基準の内容は適正であり、修了認定の体制・手続も適切に設定されている。

(3) 必修科目以外の修了要件について

2008年度以降、基礎法学・隣接科目群から4単位以上、展開・先端科目群から12単位以上を修得することに加え、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1（31単位）以上修得することを修了要件とした。

(4) 修了認定に係わる異議申立てについて

本法科大学院では、成績評価に関して異議申立て制度は設けていないが、司法試験法第4条により、法科大学院の課程を修了した者であることが司法試験の受験資格の一つであることに鑑み、本法科大学院の修了認定に係る異議申立ての手続を定め、本法科大学院の修了認定が厳正かつ公明に行われることを確保している。異議の申立てがあった場合、執行委員会は、その異議内容を調査し、審査の結果、当該学生の修了認定をすべきことが相当と認められるときは、当該学生の修了認定の件を、直後の教授会に付議することになっている。

3 法学既修者の認定

入学試験を法学既修者、法学未修者の別に行っており、入学後に法学既修者の認定のための特別な制度は設けていない。法学既修者については、1年次に配当される必修科目のうち、26単位（憲法、民法、刑法、商法）を修得したものとみなしているが、これらの4科目については、法学既修者の入学試験において受験科目としている。これに加え、法学既修者の入学試験においては、日弁連法務研究財団主催の法学既修者試験の受験を求めている（ただし、2005年度入試においては試験日程の関係上、任意とした）、その成績を書類審査の対象としている。なお、受験科目に含まれない科目について、単位を修得したものとみなすことはしていない。

入試問題の作成及び採点にあたっては、本学出身者と他大学出身者との間で、公平性を保つための措置がとられている。すなわち、入試問題については、秘密が厳守されており、採点に当たっても匿名性が確保される採点方法がとられている。

4 評価と課題

(1) 優れた点

ア 成績評価について、下記に記述する母数の点を除けば、その成績評価基準・成績評価方法は、いずれも客観的かつ公正なものであり、その内容は、シラバスによって事前に学生に開示されており、透明性も高い。異議申立制度は設けていないが、成績評価に関する学生からの質問に対しては、教育の一環として、授業担当教員が説明すべきことについて、申し合わせがある。

イ 成績優秀者表彰制度を設け、学生の勉学に対するインセンティブを与えている。

ウ 進級条件については、従来から、進級制度及び退学勧告制度が設けられており、厳格な成績評価と相俟って、安易に修了させないような措置が講じられている。これに加え、成績評価の厳格化、修了認定の厳格化の流れに対応するため、従来の進級条件に加え、2009年度以降の入学

生については、1年次から2年次への進級条件に、必修科目のGPAが1.4以上とする条件を付加することとした。他方、進級・修了要件を充足しない者に対しては、個別面接による指導を行っている。

エ 修了要件は、標準修業年限3年（法学既修者は2年）以上在学し、93単位以上の修得を要求しているが、法学既修者については、1年次に配当される必修科目のうち、26単位（憲法、民法、刑法、商法）を修得したものとみなしている。既修者の認定は、入学試験において厳正に行っており、受験科目に含まれない科目について、単位修得したものとみなすことはしていない。また本学出身者か否かによる差別は行っていない。

機構の評価基準に対応するため、2008年度から、修了要件単位数の3分の1（31単位）以上修得することを修了要件に加えた。

オ 修了認定については、法科大学院の課程修了が新司法試験の受験資格の一つであることから、異議申立制度を設けている。

（2）改善を要する点

ア 成績評価について、当初、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するため、①複数教員の担当科目については、担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに、全員で成績評価を行い、担当者による不公平の生じないように留意すること、②1回の期末試験だけで評価せずに、課題、中間テスト、授業中の発言、出席状況などを総合的に勘案して成績評価をすることについて、意思統一されているとしてきたが、実際にはS・A・B・Cの成績評価分布割合は遵守されていたが、3つの異なる母数を対象とした成績評価が行われていた。外部評価機関である機構からの改善の指摘に従い、2009年度からは「同一のシラバスに基づく授業については、S・A・B・Cの評価基準となる母数は、クラス単位ではなく、受講者全員を母数とする。」旨を周知徹底することとした。

イ 進級条件のさらなる厳格化を図る必要があるか（例：2年次から3年次への進級条件として、GPA条件も付加するか、GPAを1.4以上に設定したが、これをさらにアップして、GPAを1.5以上に変更するかなど）については、2009年度の実施結果を踏まえて、引き続いて検討する予定である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 教育内容等の改善のための体制

本法科大学院は、その設立当初から、「教員研究研修関係常置委員会」を置いて、教育内容の充実化や教育方法の改善に、組織的かつ継続的に取り組んでいる。この常置委員会とは別に、認証評価に対応するための組織として、「認証評価委員会」（2005年1月設置。委員長は、法科大学院長が兼務。）、自己点検及び評価に対応するための組織として、「自己点検・評価委員会」（2007年1月設置。委員長は、法科大学院長が兼務。）を持つ。

常置委員会または委員会の企画または主導の下で、本法科大学院は、次のように、教育内容等の改善措置を講じてきた。

2 F D活動（教育改善のための組織的取組み）

大学における教育の質の向上には、F D（faculty development）が不可欠である、との共通の認識の下に、本法科大学院は、教員研究研修関係常置委員会の企画・主導により、次のようなF D活動を行った。

（1）F D研修の実施

「明治大学法科大学院F D研修に関する申合せ」に基づき、全教員に呼びかけて定期的または臨時にF D研修を実施し、授業内容・授業方法の改善のために活発な意見の交換を行っている。

2008年度は、9月と3月に開催した。運営スタイルとしては、午前には、新設した展開・先端グループを含む7つの分科会ごとに、授業全般に関わる総括、成績評価に関する検討等を行い、来学期または来年度に向けた意見交換や協議を行う。午後には、分科会での討議内容の発表を行い、各科目の具体的な実践例や課題などを法科大学院共通の問題として捉えることができるようにする機会を設けている。その後、他大学の取組みや全体で共有すべき課題の検討、外部講師の招聘、実務家教員の実践例の紹介など、時期を得たテーマをプログラムするように努めている。

年間の実施回数は少ないものの、濃密なプログラムの下、F D研修の実施をしているが、認証評価機関による指摘から改善を図ることとし、2008年度から、ランチョン・ミーティングの形をとったF D研修を開始することとし、教授会終了後に、年間4回行った。

（2）学生による授業評価

各学期に、全授業科目を対象に、「授業改善のためのアンケート」を実施し、学生のニーズ・要望・評価を聴取している。これまでの実施方法は、教員によるアンケート実施・回収としてきたが、2008年度から、アンケート回答中には教員は席を外し、学生が回収することへと改めた。

当アンケートの集計結果票については、教員からわかり難い等の苦情が寄せられていたため、2007年度中に法科大学院の現状に適した新たなアンケート設問を作成し、プログラミングを変更の上、個人別集計票も全面的に変更をし、2008年度からは新たな方法で実施している。新しいアンケート項目は、①当該授業への教員の準備、アンケート回答者である学生自身の当該授業への取組み、②当該授業の内容、③教員と学生のコミュニケーション、④教員の教授法と学生自身の当該授業への参加度、⑤教員の授業への取り組み方を問うものである。

このアンケート結果は、全教員について機械的に集計される。評価項目ごとに全体結果及び各分野別に集計され、さらにそれらの中における当該教員の位置が示されて全員に交付され、F D研修

会の素材にして、翌年度のシラバスや授業に反映させることができる仕組みになっている。

これとは別に、本法科大学院は、毎年1回、新入生に対して「教育に関するアンケート」を実施している。2008年度には、LICのデータベースへの接続が常にできないとの苦情が寄せられていたため、回線の増設を図り、問題を解消した。また、入学前のプレガイダンスの講義時間の短縮化を図るなど要望を取り入れた。なお、その結果は、教員に対しては教授会を通じて配付し、学生に対しては、一定期間窓口で公開している。

(3) 授業参観

教員の授業相互見学は2007年度から導入し、「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」に基づき、教員は各学期1回定められた2～3週間の期間に、希望する授業を、事前に申し出たうえで自由に見学している。見学者は公開者に所感メモを提供することとし、相互の授業内容改善に資する仕組みとしている。初年度は所感メモの提供は任意であったが、2008年度からはそれを義務化した。2008年度には、前期には6件、後期には13件の見学が行われた。

(4) ITを利用した授業のための研修

法令判例や文献のデジタル化やリサーチ・エンジンの進展により、法学教育の現場にもITの波が押し寄せている。本法科大学院では、学生がローライブラリーや共同研究室または自宅からTKCやLICのデータベースや判例検索、名古屋大学が開発した「学ぶ君」システム、「E-learning 自主学習教育システム」にアクセスできる環境を整備している。(第10章の1参照)。

前述のとおり、学生または教員の要望に対応し、LICの契約回線数の増設を行っている。

また、2008年度第1回FD研修会の中で、Oh-o!Meijiを活用している教員から活用内容の説明、教員からの質疑の時間を設け、利用促進を図る機会を設けた。

(5) 同一科目担当者間の授業のための綿密な打ち合わせ

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法などの分野において、複数教員が同一科目を担当する場合には、教員同士が原則として毎週相互に意見交換を行い、その結果を授業に反映させ、毎回の授業がどのクラスにおいても質・量とも適正なレベルを維持するよう、配慮している(いわゆる「チームによる教育」)。バックグラウンドが異なる実務家教員及び研究者教員が、このような意見交換の場で相互に知見・経験・情報を交換し合うことは、特に教育の質の平準化や向上に資するところが多い。

特に、民事訴訟法グループが行っている民事訴訟法演習(計10クラス)では、チームによる教育を徹底させ、15回の授業の全部につき、課題レポートを事前に学生に提出させ、その到達度・理解度を踏まえて授業を展開するために、担当教員全員が毎週集まって意見交換を行い、教える内容・水準・時間配分など細かな点についても決定したうえで授業に臨んでいる。

さらに、民法・商法などの分野においては、本法科大学院所属教員のほか、本学出身教員・実務家を含む研究会が定期的開催されており、これらの場を通じて、経験・知見の補充がなされ、授業の改善に役立っている。

なお、年2回行われているFD研修会においても、午前中は、専攻毎に行われる分科会において、同一科目担当者間の意見交換を行う場を設けている。

3 認証評価への対応

(1) 認証評価機関による評価

法科大学院は、5年以内ごとに文部科学大臣によって認証された大学評価機関による認証評価を受けなければならない（学校教育法第109条第3項，学校教育法施行令第40条）。本法科大学院はこれに対応するため、「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」に基づき，認証評価委員会がこれにあたっている。同委員会のイニシアティブの下，2008年度には機構による認証評価を受けた。

認証評価の結果，不適合とされる項目はなかったが，改善すべき項目が，成績評価を中心に，主として，①複数クラス開講されている授業科目の相対評価の母集団の捉え方，②出席点の取扱い方針，③再試験の出題及び実施の在り方，④評価の基礎となる採点の方針又は成績評価における各考慮要素の採点結果が適切な方法で保管方法及び業務体制の整備，以上4点が指摘された。これを受け，教務等関係常置委員会において検討するとともに，FD研修会においても集中的に議論を行い，徹底を図ることとしたい。

（2）外部評価の実施

本法科大学院は，「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」に基づき，同委員会の下で，草創期3年の活動を総括した『自己点検・評価報告書』第1号を2008年2月に刊行した。それに続き，創立から5年目を迎えた2008年5月時点における本法科大学院の外部評価を行うこととし，5名の有識者に評価書の作成と座談会への出席を依頼し，その報告書として，『2008年度実施 外部評価報告書 一創業から守成へー』を発行した。

4 自己点検・評価

「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」に基づき，自己点検・評価委員会の下，「2007年度法科大学院自己点検・評価報告書」を大学の自己点検・評価全学委員会に提出するとともに，2008年6月に法科大学院ホームページ上で公開した。

5 評価と課題

（1）優れた点及び今後も維持したい事項

ア 年2回，午前・午後を通して行っているFD研修会においては，多くの参加者の下，活発な議論が行われおり，法科大学院内の意思疎通を一層高めるとともに，教員間の問題意識の共有に役立っているため，今後とも継続するとともに，外部認証評価機関からの指摘事項についても，FD研修会の場を通じて，問題解決のための議論を積極的に行うようにしたい。また，教授会終了後におけるランチョン・ミーティングも多くの参加者の下で，各種の話題提供及び教員の意識の共有に資しているため，今後とも継続したい。

イ 学生による授業評価については，2008年度から教員による関与を可能な限り減らし，質問項目，様式についても見直しを行い，授業評価結果に基づき，各教員が授業内容の工夫等を行っているところであるが，今後ともアンケート項目等の見直しを行っていくとともに，アンケート結果を教員が授業に反映するようにしていくこととしたい。

ウ 教育内容の充実化や教育方法の改善，教員の質の向上を目指し，組織的かつ継続的に取り組んできた結果，2007年度に導入した「授業相互参観制度」を形骸化させることなく，見学者・公開者双方の教育内容の充実につながる方策を探ることとしたい。

エ ITを活用した授業については、これまでの研修の成果もあり、授業に活用する教員が増えているため、今後とも新任教員を含め、より多くの教員が活用するように研修の場を設けていきたい。

オ 同一科目担当者間の授業のための打ち合わせについては、専攻毎の差はあるものの各専攻ともFD研修会の場や個別に時間を設けることにより行っているが、成績評価の厳格化、成績評価の際の母集団の統一等により、より綿密な打ち合わせを行うこととしたい。

カ 2008年度に外部認証評価機関による評価を受けた結果、指摘された改善すべき項目は、成績評価が中心であることから、教務等関係常置委員会で集中的に検討し改善を図るために、これを活用していくこととしたい。

キ 2008年度に受けた外部の有識者5名による外部評価については、外部評価委員からのそれぞれの経験に基づいた指摘を整理し、改善すべき方向性を整理していくこととしたい。

(2) 今後の課題

ア FD研修会における議論をより活発に行うとともに、議論だけに終わらせるのではなく、教育研究に反映させていく努力を行う。

イ 学生による授業評価についても学生に対する開示のあり方等について検討するとともに、法科大学院全体としても授業評価の結果をより活用する報告での議論を行う。

ウ より多くの教員が授業参観に参加するための工夫を行うとともに、相互の研鑽の場としても活用することができるようなものにする。

エ 専攻分野別グループ内のみならず、教員全体の意思疎通をさらに高めるための努力を一層継続する。

第6章 入学者選抜等

1 アドミッション・ポリシー

本学の歴史は、1881年（明治14年）の明治法律学校に始まる。建学の精神は「権利自由」「独立自治」であり、爾来、在野法曹を中心に多数の法曹を輩出してきた。また、昭和初期より我が国で逸早く女性法曹を育成してきた伝統をもつ。本法科大学院は、この歴史と伝統を基礎に、人権を尊重し「個」を大切にする法曹の養成を目標としている。この基本理念に基づき、法科大学院学則第2条は、その教育目標につき「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする」と定める。この教育目標を実現するため、とくに21世紀の日本を担うにふさわしい専門法曹として「知的財産」「医事生命倫理」「環境」「ジェンダー」「企業法務」の5分野を中心として、法曹養成教育を展開している。

本法科大学院では、上記のような建学の理念と教育目標に沿った人材を選抜するため、公平性・開放性・多様性の確保を前提としつつ、一次選考（書類選考及び筆記試験）と二次選考（面接）の二段階からなる慎重な選考により、多角的な視点から多様な資質を評価するものとしている。とりわけ書類選考及び面接においては、社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熱意と意欲、すなわちクールな頭脳と温かいハートを備えた人材を評価するよう努めており、法科大学院パンフレット等でも、「入学者選抜においては、何よりも正義感にあふれ、批判的精神をもって社会を見つめ、生きものとしての法と格闘する人材を求めています」と謳っている。

2 入学者選抜の具体的方法

書類選考では、法科大学院適性試験の成績のほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法科大学院及び法曹を志望する理由など、多面的な視点から総合的に評価し、前途有望な人材を選抜している。未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き、既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いている。それゆえ、既修者コースでは、日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目の成績の提出を必須としている。また法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測定している。

未修者コースの筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいくうえでの法的なセンスや人権感覚、論理的思考力などは積極的に問う方針である。第一次選考合格者にはさらに面接を行う。面接では、社会にアンテナを張っているかどうかを見極める意味で時事的な問題を取り上げたり、思考展開力を問う設問などを用意している。また、法科大学院を志望する理由とこれまでの職歴や専攻との関連性なども聴き、法科大学院の厳しい学習に耐えられる資質を有するか、判断している。

既修者コースの筆記試験では、憲法・民法・刑法・商法の4科目につき論文試験を課し、法的知識の正確性と法的思考の展開力を探っている（これら4科目が入学後の単位免除科目となる）。第一次選考合格者にはさらに面接を実施し、上記4科目を中心に口頭試問を行っている。これら筆記試験と

面接で文章表現力と口頭表現力を測りながら、上記の書類選考と合わせできるだけ人間性を見極めるよう努めている。

3 入学者選抜の状況と公平性・開放性・多様性の確保

各年度の入学者受入れにおいて、200名の入学定員と著しく乖離しないよう、慎重に入学試験の合格発表を行っている。本法科大学院開設以来の各年度入学者数は以下のとおりである。2007年度については、予測以上の入学手続率であったため、200名の入学定員に対して20%の超過となった。2008年度は、授業運営に支障が生じないようにより慎重に合格者数を吟味し、入学者は178名（未修者コース102名、既修者コース76名）とした。2009年度の入学者は175名（未修者コース71名、既修者コース104名）である。

年度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	3,188	447	191
2005	2,589	383	209
2006	1,905	506	196
2007	2,311	520	240
2008	2,419	464	178
2009	1,988	499	175

本法科大学院の入学者選抜の理念である公平性・開放性・多様性の確保に十分留意し、入学者選抜を実施している。特に、本学法学部出身者の優先枠を設けるなどの優遇措置は一切講じておらず、他大学出身者も同一の選考基準により、公平に扱っている。ここ6年の入学者における本学出身者の割合は下表のとおりであり、自校出身者の割合が著しく多いという事態は生じていない。

入学年度	入学者数	明治大学卒	割合
2004	191	30	15.70%
2005	209	52	24.88%
2006	196	34	17.35%
2007	240	47	19.58%
2008	178	46	25.84%
2009	175	42	24.00%

4 評価と課題

(1) 優れた点及び今後も維持したい事項

ア 本法科大学院の入試においては、公平性、開放性、多様性を主眼とし、ペーパー試験に偏ることなく、多方面から判定するようにしている。特に書類選考においては、大学入試センターまたは法務研究財団の適性試験、既修者には法務研究財団既修者試験を活用して客観的な基準を用いるとともに、志願理由や経歴、社会的活動、面接における応答能力なども含めて、総合的に、かつ丁寧に入試を行っているという評価できるであろう。

イ また本法科大学院では、公平性及び開放性という視点から、特に自校出身者を優遇することなく、志願者を公平に扱っている。２００９年度入試においても明治出身者は２４％であり、その他の出身大学も極めて多様な構成となっており、基本的な傾向は変わっていないと判断できる。

以上の点は、本法科大学院の入学選抜において優れた点であると評価しており、今後も堅持していきたいと考えている。

（２）今後の課題

ア 法科大学院設立から６年を経過した現在、新司法試験の合格者数が当初予想より低く抑えられ、未修者の合格率が伸び悩む中で、弁護士事務所のほか、企業や官庁などへの受け入れ体制が必ずしも十分でないなど当初予想とは明らかに異なる展開が見られる。この状況を踏まえてか、法科大学院全体の受験者人口も年々減少してきている（適性試験受験者が大学入試センターでは２００３年度３１，３０１人であったのが、２００８年度で１３，１３８人となり、日弁連法務研究財団では２００３年度２０，０４３人であったのが、２００８年度で９，９３０人となっている）。さらに、未修者に占める法学部出身者の割合は２００８年度では約７５％であったが、２００９年度では約８６％に上昇している。このことは法科大学院の設立趣旨から見て大きな問題となりうるものであろう。

イ このような環境変化に対応する選抜制度の改革が今後必要となるが、２０１０年度入試から定員を１７０名（既修者９０名、未修者８０名）とすることが教授会で決定された。全国の法科大学院においても同様の定員削減が進められているが、法科大学院設立以来の大きな変更となった。

ウ 本法科大学院の養成する法曹の一つである「アジア諸国において活躍する法曹」について未だ実効性ある枠組みを構築できていないのは前年度と同様である。なお検討課題として挙げられよう。

エ ２００８年１２月２４日、本学は東京医科歯科大学と連携・協力する覚書きを締結した。大学間の包括的な連携・協力を内容とし、相互の教育研究資源を有効活用する目的をもつものであるが、本法科大学院における「医事・生命倫理と法」領域から相互の連携・協力が可能となる環境が整ったことになる。今後はその具体的な内容が問われることになるが、関係各方面とも密に連絡し合い、発展させていく必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 学習支援

(1) 履修指導体制

入学前のプレガイダンスから事実上履修指導を開始させている。開設以降、2月中にプレガイダンスを実施し、出席者からの質問も受けている。出席率は概して未修者が高く、本法科大学院の教育への期待が感じられる。また、例年、入学後のガイダンスで、本法科大学院の教育理念やカリキュラムの特色及び概要を説明するとともに、履修モデルを提示することで、各学生の関心分野や将来の進路希望を踏まえた的確な科目履修ができるよう、教務等常置委員会との連携のもと、効果的な履修指導を心がけ、効果を上げている。

(2) 学習相談、助言体制

履修や学修についての、相談や助言を求める方法として、教員と信頼関係を築き、コンタクトがとりやすい体制づくりに努めている。

ア 教育補助講師制度

学生により身近な相談者として、弁護士や非常勤講師等の資格を持つ者を教育補助講師として置き、日常的に相談できる体制を整えている。教育補助講師は、教員と学生の橋渡しとしても活用されており、教育補助講師と教員とは各科目内部で相互に連絡しあって助言体制を進めてきた。当制度を一層充実させ、効果を上げるため、2007年度以降、定期的に教員と教育補助講師が法科大学院の教育について話し合う会を設けている。

また、2008年度には、補助講師採用に係る申合せを整備し、採用基準が一層明確化した。当該基準に基づく新規採用において、2008年度には本法科大学院出身者も初めて採用され、学生との相談体制の強化がはかられている。

イ 学習相談（オフィスアワー）制度

2008年度から、総合指導科目が修了単位に含まれ、GPA対象科目となったことから、授業外に面接時間を設け、各教員が担当科目・専門分野の学修上の質問をできる時間を設けることとした。オフィスアワーの日時については、前期・後期の各学期開始時に掲示される。

(3) その他の相談体制

法科大学院の学生からなされた各種相談には、学生指導関係常置委員会からその都度選ばれる委員が、2人に対応する体制をとっている。

なお、本法科大学院の学生は、診療所、セクシャルハラスメント対応を含めた学生相談室等、大学の充実した施設を常時使える体制にある。セクシャルハラスメント防止に関しては、過去のFD研修会において課題として取り上げ、教員の研修を行った実績がある。

2 生活支援（奨学金関係）

学生の経済的支援については、学生支援機構の奨学金（第1種、第2種）を含め、未修者・既修者双方に対し、現在4種類の奨学金が受けられる体制が整えられている（一部重複不可）。具体的には、学生支援機構の奨学金（第1種）、同（第2種）、明治大学給費奨学生奨学金（授業料相当分給付）、明治大学校友会奨学金奨学生の4種類である。

給費奨学金の支給対象者について、既修者に加え、2007年度から未修者も対象とし、支給している。上記4種以外の奨学金奨学生募集についても、募集をすみやかに掲示し、教員が推薦状を書くなどして学生の奨学金制度利用、獲得の機会拡大に努めている。

これら各種奨学金奨学生の選定・運用については、各奨学金規程における給付基準に加え、本法科大学院内での選考規程等が整備されており、それに基づく原案を教授会で決定するなど、公正で厳格な奨学金制度の運用をしている。

このように、奨学金制度が充実しており、希望者のほぼ全員が何らかの奨学金を受け、給付を受けている学生の率は高い。

なお、学生支援機構の奨学金（第1種）については、返還免除の制度があるが、これについても、本法科大学院内での選考規程に基づいて、公正で厳格な運用をしている。

3 学業成績優秀者の表彰制度の新設

2008年度から、学生の勉学を奨励するため、学則第49条に基づき、学生表彰制度を新設し、あわせて「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」を制定した。

当制度は、入学から3年次前期までに履修した全必修科目の成績（GPA）が顕著に優秀な学生を、年1回、法科大学院長が顕彰し、併せて副賞として金一封（10万円）を贈呈するものである。対象者は既修者コース・未修者コースから合わせて約20名としており、第1回となる2008年度は、「第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座」を原資に、12月20日の保険法シンポジウム開催前にアカデミーホールにおいて、21名の学生を表彰した。

両社からの指定寄付終了後には、後述の法科大学院振興基金（第9章の5参照）から資金を拠出することを予定している。

4 修了後の支援（学習支援・就職支援）

在学生アンケートはもちろんとし、修了生にまで視野を広げて、教育支援のあり方や学生のもつ要望等を汲み取ることができる体制をとっている。具体的には、2006年度から、新司法試験終了後に、「修了生と語る会」を設け、法科大学院の授業や現在の問題や要望を聞いている。

修了後のバックアップ体制として、就職課等の学内組織、本学出身法曹で形成される法曹会等のOB会が確立しており、本法科大学院との連携体制のもと、そこからの支援が受けられる体制にある。

2007年度には、本法科大学院が中心となった文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムである「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」が採用され、2008年度から、修了生は、同プログラムに基づき開発された、ホームページ上の就職支援サイト「ジュリナビ」を利用した就職支援が受けられる体制にある。

（1）修了後の学修支援

各教員が個別に相談や自主ゼミへの支援などを行っているが、法曹会や旧司法試験のための学内組織であった法制研究所において、司法試験不合格者への学修上のケアや進路相談等が行われている。

（2）就職問題

本法科大学院では、学修支援に関し、「プロセス学業評価システム」（２００４，２００５年度文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム採択）をすでに構築し，２００７年度以降も利用を継続している。就職に関しても，このシステムを効果的に利用することを予定している。

また，就職問題に関しては，本法科大学院が中心となって，就職希望者と就職先とのマッチングのためのホームページを作成・運営する就職支援サイト「ジュリナビ」を開発し，２００８年５月２６日からオープンさせ，これにより，幅広く修了生の就職活動を支援している。

その他，企業法務部による説明会を大学内で開催し，第１回（２００６年１２月）には２００名を超える学生の参加があったが，第２回（２００７年１２月）には参加者は一ケタ台になり，その後は開催されていない。

司法試験不合格者の就職問題について，相談体制やさらなる検討が必要である。

合格者の就職問題について，企業等，法曹以外の就職先のさらなる開拓が必要であることから，関係機関から情報収集をしている。

5 施設関係

２００４年度の開設時から，自習室には在学生の人数分の自習机を確保しているほか，ディスカッションルームも用意し，在学生に学習の場所を与えている。修了生に対しても，２００６年３月以降，新司法試験受験までの約２カ月間にわたり学習スペースを提供している。２００８年３月修了生に対しては，１４号館に余剰スペースがないことから，隣接する明治高校・中学校跡地の建物の一部を改修し，学習スペースを提供した。２００９年３月修了生からは，本学法制研究所の所員となることにより，猿樂町第３校舎の中に一人１ブースの学習スペースが提供されることとなった。

図書館関係では，１３０年あまりの歴史がある本学大学図書館の利用に加え，開設当初から，本法科大学院専用の雑誌・書籍を充実させ，インターネット関係設備も充実させたローライブラリーが設立され，在学生，修了生とも利用率は高い。

学生との相談・指導のための施設が授業棟であるアカデミーコモン内に確保できない状態であるので，必要な施設の措置のために，今後も大学当局と交渉を続けて行く必要がある。

6 法科大学院振興基金の新設

本法科大学院は，２００４年４月の開設以来２００８年度で５年目を迎えた。この間，司法試験の合格者３，０００人構想の先送りや，法科大学院の入学定員の見直しといった，法科大学院制度そのものに対して批判的な風潮が生じ始めており，全国の法科大学院は，厳しい状況に置かれている。

その中であって，本法科大学院が生き残り，「明治法律学校」の伝統をさらに輝かせるためには，いっそう教育・研究の質を高め，新司法試験の合格実績を挙げ，社会から負託されている法科大学院の使命を果たしていく必要がある。

そのためには，司法試験を受験する学生を支援し，学生に対する教育を充実したものにすることはもとより，本法科大学院の教授・准教授が行う研究をエンカレッジし，社会への貢献度を高める施策の実施が必要であり，その財政的基盤を確立することが不可欠である。

そこで，本法科大学院は，創設５周年に際して，「明治大学法科大学院振興基金」を設定することとし，２００８年１１月２０日開催の教授会審議を経て，法人理事会において「明治大学法科大学院振興基金規程」を制定するに至った。

基金による事業は、次のとおりである。

- (1) 司法試験受験のための各種行事に対する助成
- (2) 司法試験受験者に対する経済的支援
- (3) 学業成績が優秀である学生に対する表彰
- (4) 国際交流の促進に関する事業（専任教員の海外派遣助成を含む。）
- (5) 専任教員が行う研究の奨励及び助成
- (6) 教育・研究の奨励を目的とする教員、学生及び修了生と法科大学院との連携・交流の促進
- (7) 前各号のほか、振興基金規程第2条の目的を達成するために必要な事業

基金は、本法科大学院関係教員及び本学出身の法曹関係者に広く募金の協力を仰ぎ、先々は修了生からの継続的な支援も含めて維持したいと考えている。

なお、基金の運用及びより具体的な基金事業の内容については、教授会の下に、法科大学院長を委員長とする基金運営委員会を設置して審議することとしている。

7 評価と課題

(1) 優れた点及び今後も維持したい事項

ア 学習支援については、まず履修指導体制が重要であるが、例年2月に実施の入学前ガイダンスで、本法科大学院の教育理念やカリキュラムの特色及び概要を説明するとともに、履修モデルを提示するなど効果的な履修指導を心がけ、教務等常置委員会との連携のもと効果を上げている。

イ 学習相談、助言体制については、学生に身近な相談者として、弁護士や非常勤講師等の資格を持つ教育補助講師の体制を整えていることが本校の特色であり、学生の日常的な学習相談に活用されている。同制度に関しては、「教員と教育補助講師との意見交換会」が設けられ、教員、学生の橋渡しがなされている。補助講師の採用基準も明確化されており、本学出身者の採用が実現するなど、教員、補助講師、学生間の信頼関係のもと、目的に合った制度運営がなされている。

ウ 学習相談（オフィスアワー）制度が作られ、学期開始時に掲示され、実施されている。

エ 相談体制について、セクシャル・ハラスメント防止に関してFD研修会のテーマとするなど、相談への対応の一層の充実のために、積極的に取り組んでいる。

オ 奨学金に関しては、学生支援機構の奨学金を含め、4種類の奨学金が受けられる体制が整えられ、制度が充実している。希望者のほぼ全員が何らかの奨学金を受けている。これら奨学生の選定運営について、法科大学院の各種奨学金規程に則って、厳正に選抜・運営されている。

カ 学生の勉学を奨励するため、学生表彰制度を新設し、あわせて「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」を制定した。

キ 「修了生と語る会」を設け、修了生から、法科大学院の授業や現在の問題や要望を聞き、教育支援のあり方や学生のもつ要望等を汲み取ることができる体制をとっている。

ク 修了後の支援に関しては、文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムである「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」の中心的幹事校として、ホームページ上の就職支援サイト「ジュリナビ」を運営している。修了生は、同サイトを利用しての就職支援を受けている。

ケ 施設関係として、開校時から自習室には在学生の人数分の自習机を確保しているほか、ディスカッションルームも用意されている。2009年3月修了生からは、本学法制研究所の所員となることにより、猿樂町第3校舎の中に一人1ブースの学習スペースが提供されることとなった。

コ 図書館関係では、130年あまりの歴史がある本学大学図書館の利用に加え、開設当初から、本法科大学院専用の雑誌・書籍を充実させ、インターネット関係設備も充実させたローライブラリーが設立されており、在学生、修了生とも利用率は高い。

サ 法科大学院創設5周年に際して、今後さらに学生の奨学、教員の研究助成等を促進するため、「明治大学法科大学院振興基金」を設定し、「明治大学法科大学院振興基金規程」を制定した。

(2) 今後の課題

ア 法科大学院生への経済的支援のため、奨学金についてさらに拡充をめざす。

イ 合格者の就職問題について、「ジュリナビ」を充実させる一方、企業等、法曹以外の就職先のさらなる開拓、官庁などを含めた機関からの情報収集、働きかけが必要である。

ウ 司法試験不合格者の就職問題について、相談体制やさらなる検討が必要である。

エ 学生との相談・指導のための施設が授業棟であるアカデミーコモン内に確保できない状態であるので、必要な施設の措置のために、今後も大学当局と交渉を続けて行く必要がある。

第8章 教員組織

1 教員について必要な法令上の基準

専門職大学院に配置しなければならない教員とその必要人数については、「大学院設置基準」（昭和49年文部省令28号）、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令16号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示53号）等の法令により、次のように定められている。

法科大学院に関して述べれば、その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者を、専任教員（半数以上は原則として教授）として、必要人数だけ置かなければならない。

その人数は、学生の収容定員15名に1名の専任教員が必要であるから、本法科大学院（収容定員600名）に置くべき必要専任教員数は40名である（ $600 \div 15 = 40$ ）。この専任教員は、大学の学部や大学院の他研究科の専任教員の必要人数に算入することは許されないが、法科大学院設置上の過渡的措置として、平成25年度まで（10年以内）に解消されることを条件に、必要専任教員数の3分の1を越えない範囲で兼籍が認められている（兼籍教員という。本法科大学院の場合は、13人まで。 $40 \times 1/3 \approx 13$ ）。

また、この必要専任教員数のおおむね2割以上は法曹を中心とした、おおむね5年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であることが必要とされており、本法科大学院の場合には、8名以上の実務家教員が必要である（ $40 \times 0.2 = 8$ ）。なお、必要専任教員数の算定に当たっては、固有の専任教員以外の者であっても、必要専任教員数のおおむね3割に3分の2を乗じた数の範囲内については、1年に6単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラムの編成その他組織の運営に責任を有する者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるとされている。本法科大学院の場合には、5名まで算入が認められる（ $40 \times 0.3 \times 2/3 \approx 5$ ）。

2 本法科大学院の教員の種類と人数

（1）教員の種類

本法科大学院の教員の種類は、「明治大学教員任用規程」、「明治大学特任教員任用基準」、「明治大学客員教員任用基準」及び「明治大学兼任講師任用基準」等の学内規則上、専任教員、特任教員、客員教員及び兼任・兼任教員に分類される。

ア 専任教員

主として博士論文またはそれに準ずる研究上の業績を審査して任用する教員。任期の定めがない。ほぼ研究者教員の範囲と重なり合う（ただし、実務家であってもその研究上の業績が特に優れているものについては、このカテゴリーで任用することがありうる）。

イ 特任教員

主として実務上の実績や経験を審査対象とし、教育・研究上の業績をも加味して任用する教員。3年または5年の任期の定めがある（更新は1回）。本法科大学院における特任教員はこれまで全員実務家教員である。この特任教員のほとんどが、いわゆる「みなし専任教員」（年間6単位以上の授業を担当し、組織運営に責任を有する教員）である。

ウ 客員教員

特に優れた実務上の実績を審査して任用する教員。任期は1年（更新は3回まで）。実務家教員。

エ 兼任教員・兼任教員

本学の法学部等の他学部所属の専任教員であって本法科大学院の授業を担当するものを兼任教員，他大学等から出講してくる非常勤講師を兼任教員という。1年ごとに委嘱する。

(2) 教員の人数と推移

2007年度は専任教員39名（うち，法学部との兼籍教員10名），特任教員（任期3年）11名，客員教員2名，兼任教員14名，兼任教員22名で合計88名であった。2008年度は専任教員39名（うち，法学部との兼籍教員4名），特任教員（任期5年）1名，特任教員（任期3年）11名，客員教員1名，兼任教員18名，兼任教員24名で合計94名に増えている。

(3) 専任教員に関する法令上の基準との関係

任用について言えば，専任教員，特任教員を含む本法科大学院のすべての教員は，法令に準拠した学内規則である任用基準に従い，教授会に審査委員会を設けて審査したうえで任用される。特に専任教員及び特任教員の任用人事は，議決権を有する教授会員の3分の2以上を満たした教授会で，同じく議決権を有する教授会員の3分の2以上の賛成を要する人事案件として処理されており，任用されるためには，「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり，かつ，その専攻分野における教育上・研究上の業績（研究者教員）または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者（実務家教員）」と認定されなければならない。

また，人数について言えば，本法科大学院に必要な専任教員数は40名であるところ，2008年度には，39名の固有の専任教員と12名の特任教員，合計51名の教員がいる。機構の評価基準によれば，本法科大学院専任教員は34名（全期間，特別研究のため授業担当のない江島晶子教授を除いた数），兼籍教員2名（納谷廣美学長及び全期間，在外研究のため授業担当のない高橋岩和教授を除いた数），特任教員のうち有期専任教員2名及び特任教員のうちみなし専任教員5名（本学の規模では，10名のうち5名まで算入ができる）となり，設置基準上は43名の専任教員を擁すると認定された。

算定基準	合計数	専任	兼籍	実・専	みなし
文部科学省設置基準 * 鍵括弧内の数字は規定に基づくもの	「40」	「40」－「8」 ＝32 うち1/3は兼籍可		「8」 うち「5」はみなし で可	
2008年度本法科大学院	51	29	4	専任6 有期2	10
2008年度機構認定	43	28	2	専任6 有期2	5

3 2008年度の教員配置

本法科大学院の教員は，2008年度は専任教員39名，特任教員12名，客員教員1名，兼任教員18名，兼任教員24名で合計94名である。

種類	公法系	民事系	刑事系	基礎・隣接法	展開・先端系	合計
専任	7	16	7		9	39
特任		5	5		2	12
客員			1			1
兼担		4	2	5	7	18
兼任	2	4	3	5	10	24
合計	9	29	18	10	28	94

*複数の系にまたがる担当者は、主要科目の系でカウントした。

専任教員と特任教員を合わせた51名のうち、33名が研究者教員、18名が実務家教員である。機構に認定された43名では、30名が研究者教員、13名が実務家教員である。

目下の本法科大学院カリキュラムにおける最重要課題は、機構の評価基準を受け、実務基礎科目のうち、模擬裁判、エクスターンシップ、ローヤリング、クリニックといった科目を充実させることにあるが、3割を超える実務家教員を有するにもかかわらず、対応ができない状態にある。理由は、開設当初のカリキュラムは専門職大学院設置基準の公表が遅れる中、限られた教員数をやり繰りし、設置認可申請までの短期間に組んだものであるため、実務系科目（特に民事系、法文書作成）が手薄だったことに起因する。今後、実務基礎科目の充実を目指すカリキュラム改革と並行して、さらに実務家教員の増員を図っていかねばならない。しかし、専任の研究者教員も設置基準上の専任教員数・40名のうち8割程度にあたる32名程度の確保は最低限の目安であるが、研究者教員数は33名となっている。とくに2009年度から1年次講義科目の一部科目において、1クラスを25名とする少人数教育の拡大に対応するために、研究者教員の確保も必要といえる。

(1) 分野別配置の明細

公 法 系 9 名		
専任 7 名	憲法	江島晶子教授，清野幾久子教授，高橋和之教授，浦田一郎教授
	行政法	西埜章教授，猪股弘貴教授 [兼籍]，碓井光明教授
兼任 2 名	石川健治兼任講師（憲法（統治）），小林弘人兼任講師（行政法演習）	
民 事 系 2 9 名		
専任 1 6 名	民法	三林宏教授，平田厚教授，工藤祐巖教授，椿久美子教授，円谷峻教授，中山知己教授，中村肇准教授
	商法	泉田栄一教授，河内隆史教授，松山三和子教授，藤原俊雄教授
	民事訴訟法	納谷廣美教授 [兼籍]，中山幸二教授，青山善充教授，浅生重機教授，大橋眞弓教授
特任 5 名	増田嘉一郎特任教授，明石一秀特任教授，山崎雄一郎特任教授），金澤秀樹特任教授 [派遣裁判官]，伊藤瑩子特任教授	
兼担 4 名	林幸司兼担教授，長坂純兼担教授，川地宏行兼担教授，根本伸一兼担准教授	
兼任 4 名	石山卓磨兼任講師（商法演習），織田博子兼任講師（民法演習），菊池光紘兼任講師（裁判官倫理），徳本穰兼任講師（商法演習）	
刑 事 系 1 8 名		

専任	7名	刑法	川端博教授，津田重憲教授，須之内克彦教授，阿部力也准教授
		刑事訴訟法	辻脇葉子教授，清水真教授，手塚明教授
特任	5名	新庄健二特任教授〔有期専任〕〔派遣検察官〕，上田廣一特任教授〔有期専任〕，小林芳郎特任教授，倉科直文特任教授，金野志保特任教授	
客員	1名	仁田陸郎客員教授	
兼担	2名	増田豊兼担教授，中空壽雅兼担教授	
兼任	3名	松井千秋兼任講師（刑法演習），松本純也兼任講師（刑事訴訟法演習），三木祥史兼任講師（刑事法文書作成）	
基礎・隣接系 10名			
兼担	5名	上井長久兼担教授（フランス法），木間正道兼担教授（中国法），村山眞維兼担教授（法社会学），石前禎幸兼担准教授（法哲学），小室輝久兼担准教授（西洋法史）	
兼任	5名	大村賢三兼任講師（法と公共政策），坂本忠久兼任講師（法と裁判の基礎理論），高塩博兼任講師（日本法史），田口左信兼任講師（立法と政治），林良造兼任講師（法と経済）	
展開・先端系 28名			
専任	9名	松本貞夫教授（金融取引法），松村弓彦教授〔兼籍〕（環境法），高橋岩和教授〔兼籍〕（経済法），鈴木修一教授（国際取引法），角田由紀子教授（ジェンダー法），鈴木利廣教授（医事法），柳憲一郎教授（環境法），菅野和夫教授（労働法），熊谷健一教授（知的財産法）	
特任	2名	栗原脩特任教授（企業法務），山田勝重特任教授（国際私法）	
兼担	7名	坂口光男兼担教授（保険法），新美育文兼担教授（医事法），土屋恵一郎兼担教授（ジェンダー法），夏井高人兼担教授（サイバー法），間宮勇兼担教授（国際法），芳賀雅顯兼担教授（倒産法），上野正雄兼担准教授（少年法）	
兼任	10名	池本誠二兼任講師（消費者法），今井直兼任講師（国際人権法），岡田外司博兼任講師（経済法），川副令兼任講師（国際公法），工藤敏隆兼任講師（倒産法），佐藤敏昭兼任講師（企業会計法），立川正三郎兼任講師（租税法），徳力徹也兼任講師（独占手続禁止法），藤本哲也兼任講師（犯罪学），森川幸一兼任講師（国際法）	

（２）教員の男女比及び年齢バランス

教員の男女比は，専任及び特任教員合計 51 名で見れば，男性：女性＝42：9 で，女性の占める割合は 17.6%，全教員 94 名で見れば，男性：女性＝84：10 で，女性の占める割合 10.6% である。男女共同参画社会の形成に貢献する法曹の養成を標榜している本法科大学院としては，女性教員の比重が低すぎるといえよう。

専任及び特任教員の年齢構成で見れば，60 歳台が約半数を占め，残りのうち 50 歳代が約 2 分の 1，40 歳代が約 3 分の 1，30 歳代は 3 名，70 歳代は 1 名である。本法科大学院の学生の年

年齢が相当高いことからいえば、この年齢構成が一概に不适当とはいえず、本法科大学院の発足に合わせて急遽教育スタッフを集めたことからやむを得ない面もある。しかし、将来的には計画的に任用人事を行い、教員の若返りを積極的に図っていく必要があるであろう。

4 教員の研究環境

(1) 研究専念期間制度

本学には、学内制度として、「在外研究」制度（長期は1年まで、短期は6カ月まで海外に滞在して研究に専念できる制度）及び「特別研究者」制度（1年間研究に専念し、その間授業及び行政事務を免除される制度）があり、その割り当ては、本法科大学院に対してもなされている。

2008年度には、在外研究制度利用者2名（長期：中山幸二教授、短期：河内隆史教授）、特別研究者制度利用者1名（江島晶子教授）であった。2009年度は、在外研究制度利用者1名（短期：清野幾久子教授）、特別研究者制度利用者2名（川端博教授、西埜章教授）が予定されている。

(2) 研究発表のための機関誌

『明治大学法科大学院論集』を年2回刊行しており、第5号を2008年12月に、第6号を2009年3月に発行した。執筆申込者が一定の者に偏る傾向が見受けられることから、何度も呼びかけを行ったところ、専任教員を中心に多くの執筆申し込みが寄せられ、これまで課題であった執筆者の確保については、解消されつつある。

(3) 研究と教育のバランス

2008年度の各教員の授業担当状況は、全員が本法科大学院、本学の学部・研究科、他大学を含めても30単位以内となっており、機構の評価基準を満たしている。

しかし、本学の専任教授の責任授業担当時間（通称ノルマ）は、通年10時間（1コマ当たりの時間数が2時間の場合、半期換算10コマ相当）で、この基準が本法科大学院にもそのまま適用されている。本法科大学院の授業負担は、通常の学部や既存の大学院研究科の授業と比べて、きわめて重い。本法科大学院の授業ノルマを通年換算5コマとしているのは、全国的に見ても過重である。

その理由は、例えば、①2単位の授業の場合には授業回数は15回、4単位では30回の確保が厳格に求められ、休講した場合には必ず補講、しかも原則として同じ週内に補講することが必要であること、②期末試験は授業とは別に行われること、③試験の答えは中間テスト・期末試験の別を問わず、採点して学生に返却することが求められていること、④演習の場合にはさらに毎週レポートの添削採点返却が必要とされていること、⑤同一科目を複数の教員で担当する場合には、教員間の綿密な打ち合わせが必要であること、⑥授業時間の合間には、多くの学生からの質問に回答せざるを得ないこと、等による。

この教員の教育の負担を軽減し、研究に当てる時間を作り出すために、これまでも本法科大学院の授業については、「ノルマ通年換算4コマ」または「1コマ当たり1.5倍換算」を大学当局に働きかけてきたが、実現の見通しはかなり困難である。今後は、過重負担への正当な対価としての手当の支給等、多面的に大学当局へ働きかけていくことが課題である。

5 評価と課題

(1) 優れた点

ア 強調したいのは、教員の質と量の豊かさである。質についていえば、本法科大学院は、発足時

から本学法学部所属の教員（１３名。兼籍教員）に加えて、その２倍に達する数の、研究教育実績のある研究者教員および経験豊富な実務家教員を全国から採用することができた。これには、明治法律学校以来の法曹養成校としての伝統と、地の利の良さということも与って力があつたように思われる。

イ 専門分野に強い法曹の養成を目指す本法科大学院では、重点を置く分野（企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事生命倫理）に専任の教員を配置している。教育の理念・目的を教員の配置に反映させた措置として、誇るべき特徴である。

ウ 研究者教員と実務家教員のバランス良い組み合わせも優れた点として挙げられよう。すなわち、法律基本科目（特に講義）および基礎法学・隣接科目の授業については、原則として、研究者教員を当て、実務基礎科目、展開先端科目においては、実務家教員を多く配し、実務との架橋を図っている点である。

エ 教員の研究環境について、特別研究者制度および在外研究員制度があつて活用されている。

（２）改善を要する点

ア 教員の年齢および男女のバランスが、必ずしも良くない。年齢では、もう少し若い教員も教育に当たる必要があるが、専任教員の平均年齢は５７歳、最年少者の年齢は３８歳である。男女の比率は、約１７％で、学生レベルの女子学生比率（約２６％）を下回っている。

イ 教員の授業負担について、認証評価基準で示されている上限（３０単位）に近い単位数を担当する教員が多くいるため、過重負担にならないよう各教員が自重するばかりでなく、兼籍解消を実行するとともに、法科大学院の授業負担を考慮した責任授業コマ数の軽減によって、教員負担の軽減を図らなければならない

第9章 管理運営等

1 管理運営の基本組織

(1) 管理運営に関する学内規則

本法科大学院は、その管理運営のために「明治大学法科大学院学則」（以下「学則」という）、「明治大学法科大学院教授会規程」（以下「教授会規程」という）及び「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」（以下「常置委員会内規」という）を有しており、これらの規則に従って、次のように管理運営されている。

(2) 教授会とその構成・権限

本法科大学院は、その最高意思決定機関として教授会を置き（学則第10条第1項）、これによってすべての重要事項を決定している。教授会は、原則として毎月1回、法科大学院長の招集によって開催され、法科大学院長が議長を務める。

教授会の構成員は、①専任教授及び専任として任用される特任教授（学則第10条第3項）であるが、②専任准教授等（学則第10条第4項）、③専任とみなされて任用された特任教授、及び、④本法科大学院の科目担当教員（実務家でない特任教員、客員教授、兼任教員・兼任教員）も、カリキュラム編成、学生の身分及び試験に関する事項については、教授会の議決に加わることができる（学則第10条第6項。この場合の教授会を「拡大教授会」という）。2008年度で見れば、①と②のカテゴリーに属する教員は40名、③のカテゴリーに属する教員は10名、④は44名である。

教授会の決議事項は、カリキュラム編成その他教育に関する事項、入退学・修了認定その他学生に関する事項、教員の任用その他人事に関する事項などの重要事項である（学則第11条）。

(3) 法科大学院長

本法科大学院の校務全般をつかさどるため、任期2年の法科大学院長が置かれる（学則第9条）。法科大学院長は、2006年4月1日から青山善充である。

法科大学院は、その設置を決定した2001年7月14日の明治大学連合教授会で、学部基礎を置く従来の大学院（研究者養成型大学院）とは独立の大学院として、学部並みに扱うことが承認されていたにもかかわらず、長らく学部並みの扱いを受けず、法科大学院長は、教学の最高の意思決定機関である学部長会のメンバーになっていなかった（従来の大学院長は学部長会のメンバーである）。この点は、法科大学院からの度重なる働きかけの結果、2008年度から、大学院3本立てが実現し、法科大学院長は専門職大学院長とともに学部長会に参加することとなったため、大きく前進した。

(4) 常置委員会

法科大学院は、その運営の円滑化を図るため、法科大学院長の下に、6つの常置委員会を置いている。常置委員会の任務は、教授会から委託された教授会の決議事項を先議し、教授会に報告し、その承認を得ることである（教授会規程第12条）。

常置委員会とその権限（常置委員会内規第3条）及び委員長は、次のとおりである。

①人事関係常置委員会：人事計画の策定、教員人事に関する事項（法科大学院長兼務）

②教育等関係常置委員会：教育課程の編成・変更等に関する事項（2006年4月～2009年3月：西埜章）

③入試等関係常置委員会：入学者選抜に関する事項（２００８年４月～：中山知己）

④教務等関係常置委員会：学生の休退学，進級・修了認定に関する事項（２００８年４月～：三林宏）

⑤学生指導関係常置委員会：学生の育英・奨学及び賞罰，学生処分等に関する事項（２００６年４月～２００９年３月：清野幾久子）

⑥教員研究研修関係常置委員会：教員の研究・研修等に関する事項（２００８年４月～熊谷健一）

（５）執行委員会

法科大学院長及び各常置委員会委員長を，学内的には通称で執行委員といている。執行委員は，教授会に先立って執行委員会（通称）を開き，各常置委員会から報告された事項を整理し，教授会への上程を決定している。

（６）その他の委員会

その他の委員会として，認証評価委員会，自己点検・評価委員会，寄付講座運営委員会，法科大学院振興基金設立準備委員会がある。認証評価委員会及び自己点検・評価委員会については，第５章の３，４参照。寄付講座運営委員会は，JASRAC 寄附講座に加え，２００８年度から，第一生命・損保ジャパンからの指定寄付による保険法寄付講座を実施することになったために，今後は組織として寄付講座を管理・運営していくために，発足することとなった。法科大学院振興基金設立準備委員会は，本法科大学院独自の振興基金立ち上げを目的に「明治大学法科大学院振興基金規程」の制定により設置された委員会であり，当初の目的を達成した。

なお，法科大学院の学内的地位その他法科大学院の将来に関する重要問題を審議する時限的委員会として，法科大学院将来問題委員会が法科大学院の学内的位置づけを向上させることを目的に２００６年１０月に設置されたが，大学院３本立てが実現したことを契機に２００８年３月に解散した。

２ 学生の意見の取入れ

本法科大学院は，学生の意見を教育や学習環境の改善に反映させるために，次のとおり，積極的に学生に意見を聞くことを心掛けている。

（１）「教育に関するアンケート」と「授業改善のためのアンケート」

「教育に関するアンケート」は，毎年５月中旬に，新入生（約２００名）を対象として，本法科大学院における学生生活全般，教室・共同研究室・ローライブラリー・図書館等の施設，設備機器・図書資料，デジタル情報へのアクセサビリティ，人的サポート（教育補助講師，事務室）など，授業以外の学習環境に関する学生のニーズ・要望を聞くために行っている。そこで出される様々な意見は，教授会に報告され，実現の可否・時期・優先順位を決めて実現できるものは実現し，できないものはその理由を適宜の方法で開示することによって対応している。

「授業改善のためのアンケート」は，授業科目ごとの学生の授業評価であり，授業の改善に役立っている（第５章２の（２）参照）。

（２）「学生の意見を聞く会」その他

学生指導関係常置委員会の主催で，法科大学院長その他の教員が出席して，「学生の意見を聞く会」を実施し，授業や学習環境に関する様々な学生の意見を聞いている。

これに加えて，学生の意見は，プレガイダンス（２月）や学生ガイダンス（４月）の際にも，質

問という形で寄せられることもあるし、そのほか、法科大学院長室や各教員の研究室を訪ねてきて述べていくということもある。

これらの意見に対する対応は、上記（１）で述べたところと同じである。

（３）修了者からの意見の聴取

本法科大学院は、修了者からもその意見を積極的に聞いて、授業の改善や管理運営に役立てることに努めている。機会としては、修了者記念パーティ（３月）、新司法試験意見交換会（６月）、新司法試験合格祝賀会（１０月）などがある。

３ 情報の公開

（１）法科大学院に係る情報公開

本法科大学院に関する基本的情報は「ガイドブック」と称するパンフレット（各年度）にコンパクトにまとめられて、学内各所で無料配布しているほか、メールまたは電話による請求があれば郵送料請求者負担（本体無料）で郵送している。その主要内容は、大学ホームページにも掲載されている。

それ以外の各種情報も、印刷物の配布及びホームページへの掲載を通じ、個人を特定するものを除き、基本的に公開している。特に、入学志願者に対しては進学説明会を開催するほか、入学試験情報（アドミッション・ポリシー、入学者選抜、入学試験要項、入試結果データ、入学試験問題）、学費・奨学金などについて新聞広告、パンフレット配付等を通じて積極的に情報発信を行っている。

これまでのところ、学外者から情報公開を求める請求は受けていない。過去６年間に実施された入学試験の志願者数（第６章の２参照）からみても、志願者を始めとした学外への情報提供の不足はないものと判断している。

（２）指定寄付による公開講座の実施

ア JASRAC 寄附講座

JASRAC（社団法人日本音楽著作権協会）から、２００８年度までの５年間にわたり指定寄付を受けており、今年度は「著作権制度の現状と展望」のテーマで２４回にわたり公開講座を実施した。『講義録』を年度ごとに公刊しており、公開講座の成果は全５冊にまとめられ、これまでに寄附講座の受講者、全国法科大学院または法学部、国会図書館等に提供した。

イ 第一生命・損保ジャパン保険法寄付講座

第一生命保険相互会社及び株式会社損害保険ジャパンの両社からの指定寄付に基づき、２００８年度から３年間にわたり保険法寄付講座を実施することとなった。

初年度は、１２月２０日に保険法シンポジウム「新しい保険法と市民生活」を開催し、７００名近い参加者があり、アンケート結果から高い評価が得られたことが読み取れた。続く２００９年度には、「新保険法の制定と今後の展開」―保険契約者と保険会社の対応―のテーマで１６回にわたり講座を実施する予定であり、受講者の募集を２００９年３月下旬からホームページ上で開始した。

このように、本法科大学院では、授業以外の活動を広く社会に発信し、研究教育の成果を社会に還元している。

４ 情報の収集保管と管理

各種個人情報の収集と保管については、「学校法人明治大学個人情報保護方針」に基づき、「個人情報の保護に関する規程」、「本学における保有個人データの利用目的について」、「本学における個人データの第三者提供について」、「本学への開示等の請求に係る手続について」及び「本学の個人情報に関する苦情・不服申立の受付窓口について」を遵守し、個人情報部門管理責任者である法科大学院長と個人情報運用管理責任者である専門職大学院事務長の監督の下で、教務サービス部専門職大学院グループ（法科大学院担当）が行っている。

収集する情報は「所管個人データ管理簿」に登載しているが、電磁的記録については大学全体の高いセキュリティ環境の下にある。認証評価機関による第三者評価に係る各種データを含む紙媒体資料の保管スペースも学内に確保されている。

教育機関が収集・保管している情報の管理において細心の注意を要するのは、学生の個人情報と成績であり、この点は法科大学院においても同じである。特に、本法科大学院においては、「プロセス学業評価システム」（第4章1の（3）参照）の運用にあわせて、「法科大学院「プロセス」学業評価システムの管理及び個人情報保護に関する内規」を制定し、適切な取扱いを確保することに努めるとともに、稼働にあたっては、今後、教育のためにそれを有効に利用することは当然のことながら、システムの不具合や個人の不注意から万一にも情報漏れを起こさないよう、防止体制が必要であると考えている。

5 評価と課題

（1）優れた点

- ア 外部有識者5名からなる外部評価委員会を組織し、自己点検および評価について外部者による検証を行っている。
- イ 本法科大学院独自の制度と思われる、常置委員会制度は非常によく機能している。常置委員会においては、検討すべき問題を細部に至るまで丹念かつ迅速に検討し、問題点の整理、解決の方向性および解決案の提案などを行っている。
- ウ JASRAC や第一生命・損保ジャパンの寄付講座による公開講座を本法科大学院開設以来継続して実施しており、情報の公開、知の社会還元を積極的に行っている。

（2）改善を要する点

- ア 現在の職員数は、本法科大学院の設置初年度である2004年度から同一である。本法科大学院の学外資金獲得に伴う関連業務等の増加を考慮すると増員が望ましい。他方、2007年度に実施された事務機構改革により、大学全体の職員数が大幅に減少されることとなった。現状では、各職員の大幅なスキル・アップと献身的な時間配分により、全業務量をこなしているのが実情であって、このような状態も今後も継続するには無理があり、本法科大学院の関連業務の全体量を考慮すると、職員数の増加が是非とも望まれる。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 施設整備

高度の専門知識を備えた実務法曹の養成という法科大学院の教育目的に資するため、本法科大学院に、次のような施設・設備を設けた。

(1) 教室

本法科大学院の授業は、駿河台校舎内「アカデミーコモン」で実施されている。建物の8階～10階にある30名・60名・100名・200名規模の講義室及び演習室、合計23室（総計1,291.52㎡）を使用している。

(2) ローライブラリー（開館時間9：30～21：00，土曜9：30～19：00，日・祝10：00～17：00，開館日数336日）

ローライブラリーは、床面積279㎡であり、その中に事務室のほか、2万3千冊収納可能な書庫を有する（蔵書数：10,937～和書10,528，洋書409，雑誌講読タイトル数197～和雑誌152，洋雑誌45）。本ローライブラリーは、大学図書館を前提にしつつも、法律学に特化した専門図書館であり、実務関連書を含め法科大学院の学生の学習に役立つ図書・資料（法律関連ソフト等電子媒体を含む）等を広く網羅し、学生の学習に資するものである。そこで、これら図書・資料の収納のスペース（約80㎡）を確保し、所要の書棚・収納ケース等の備品を備えている。

しかし、本ローライブラリーはスペースに限りがあることに鑑み、学習用・研究用情報についての支援・サービスの提供に重点を置いている。本法科大学院の学生は、情報端末を完備した院生共同研究室を提供され、そこで自習を行うことが可能であり、本ローライブラリーとしては、院生共同研究室に備置できない図書・資料を用意し、あるいは各種情報媒体へのアクセスの便宜を提供する。そこで、本ローライブラリーは、徹底して電子化を図ることとしている。Lan 設備を完備し、外部データベースなど電子媒体で提供されるものについては極力これを活用する方針である。これにより、学生は、本ローライブラリーにおいて、法律学はもちろん法情報学・情報技術の操作に精通した専門職員の指導の下に、予習・復習に必要な図書・文献・資料の所在を探り、外部データベースにアクセスし、必要な情報を簡単に入手することが可能となっている。そのための設備として、マルチメディア PC 8 台を完備した情報検索用コーナーを設置し、図書館所蔵資料・オンライン資料（データベース・電子ジャーナル等）の検索利用や各種情報検索が可能となっている。また、ローライブラリー所蔵資料の複写用に複写機2台を完備している。

(3) 院生共同研究室（開室時間7：00～23：00，年末年始を除き360日開室）

法科大学院学生の共同研究室としては、駿河台校舎14号館の2階～3階部分に法科大学院の収容定員分となる580席を確保し、そこでは、PC利用が可能となるよう、各席には情報コンセントと電源が用意され、「E-learning 自主学習教育システム」あるいはTKCやLICといった Web 上での法令、判例検索、データベース、逐次刊行物などの利用環境が整えられている。さらに、2階にはディスカッション・ルーム3室と教育補助講師室、4階には他研究科と共用の14号館院生共用ラウンジが設けられている。

例年、学生からの要望として、3月下旬の修了後、5月の新司法試験までの間、学習スペースの提供を求められている。そこで、2008年3月26日（修了式）から5月末日までの期間については、明治中学校・高等学校移転後の第3校舎を修了生に提供した。さらに、2008年度中に同

校舎の改修工事が行われ、2009年3月修了生からは、本学の法制研究所に入所し、一人1ブースの学習スペースが提供されることとなった。

(4) 模擬法廷（法廷教室）

本模擬法廷は、模擬裁判、実践的なディベート等に利用するための施設として設けるものである。その広さは、約177㎡であり、司法研修所の合議法廷をモデルにして造られた。廷内には、裁判官・裁判員席、原告・被告席（代理人席）（刑事の場合、検察官席・弁護人席、被告人席）、証言台、書記官席、速記官席、廷吏席、傍聴席等を設ける。傍聴席（聴講席）は、82席である。また、法廷に隣接して、合議のための合議室、調停室、証人のための控え室等を付置する。法廷は、Lan設備を完備するほか、TVカメラ3台、液晶プロジェクター等最先端の機器を備えている。

(5) 教員個人研究室

法科大学院担当教員の個人研究室として、駿河台校舎内の研究棟及び14号館に加え、2009年度からは、猿樂町第三校舎内に実務家教員を含めた専任教員数全員分が用意されている。

(6) リサーチ・センター

本法科大学院は、現代社会において最も重要とされる「企業関係法務」、「知的財産関係法務」、「環境関係法務」、「医事生命倫理関係法務」と伝統を継承する「ジェンダー関係法務」の5分野に係わる「専門」法曹を目指す学生に対する基礎的法学教育に重点を置いている。それらを研究面からバックアップする施設として14号館2階に4室のリサーチ・センターを整備したが、学外研究資金の確保をはかりつつ、環境法セクション、知的財産法セクション、ジェンダー法セクションの順で研究活動を開始している。

施設の面で見ると、上記（1）～（6）の個々の項目ではそれほど問題がないとしても、すべてが一つの建物内に配置されていない。このため移動に多少の時間がかかっている。法科大学院独立棟の建設を年度計画書の中で長期計画として要望をしている。

2 設備・機器の整備

上述の教室については、竣工後、時間が経過していないこともあり、殆ど問題は生じていない。トラブルが生じた場合には、講師控室、中央監視室及びサポートデスクの担当者が迅速に対応している。

なお、アカデミーコモン内の一部の教室に情報関連機器が設置されていないところもあるので、年次計画により実現するよう要望しているところである。

3 図書館の整備

(1) 図書館

本学図書館は、中央図書館、和泉図書館、生田図書館の3館から構成され、各館はそれぞれの位置づけに基づき、自立的に学習用資料の選書及び利用者サービスを行なっている。研究用図書についてはそれぞれの分野の専門研究者である教員が選書を行っている。

図書館運営は、各学部教員により構成される図書委員会が図書館長からの諮問を受け、諸々の事項を決定している。また、図書委員会のもとに収書構成、利用者サービス等図書館活動に関わる各種課題を検討する小委員会を設け、それぞれの問題に関する検討を行っている。

近年の情報・ネットワーク技術により、従来の紙媒体資料に加え、電子的形態の資料が急激に増

加しつつある。したがってこれら資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実を図っている。

一方、書庫（中央図書館80万冊、生田図書館7万冊）の資料にタトルテープ（無断持ち出し貸出防止テープ）とバーコードシール（無人貸出装置対応バーコード）を装着したことにより、図書館のほぼ全域をアクセスフリーとし、入庫管理業務を省力化することが可能となった。

（2）図書・電子媒体等

図書館では、資料購入予算約7億円を「学術専門図書費」「学習用図書費」「逐次刊行物費」「電子的資料費」に大枠で分け、教員・図書館員による「収書委員会」「電子資料委員会」「特別資料選定委員会」「教員による学習用図書選書委員会」等、委員会形式の恒常的な選書体制を整え、体系的な資料の収集に努めている。2009年3月31日現在の大学全体の蔵書数は2,312,113冊、講読雑誌タイトル数は10,381、うち法律関係蔵書数は149,292冊、講読雑誌タイトル数は1,531となっている。

電子的資料については、国内外の40の外部データベース、31の電子ジャーナルベンダーと契約し、多種多様な情報提供を実現している。なお視聴覚資料については、視聴覚センターが別途資料の収集・提供を行っている。

大きな課題として、近年の外国雑誌年平均約5～8%の値上りにより、資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加がある。

施設・座席数・開館状況・貸出状況（2009.3.31現在）

	中央図書館	ローライブラリー
総延べ面積(m ²)	12,485	279
収容可能冊数	990,611	23,305
総閲覧座席数	1,278	53
年間開館総日数	337	336
館外貸出冊数	180,829	8,045
入館者数	885,868	21,858

資料購入予算に占める・逐次刊行物費の比重の増加に対しては、逐次刊行物の厳密な評価による取捨選択、私立大学図書館コンソーシアムによる電子ジャーナル、データベース契約の推進を行っている。今後さらに他大学との協力による分担収集等、価格高騰への対処方法を探らなければならない。

図書館利用者用座席数の不足については、図書館の面積に限りがあるため大幅な増加は現在のところ困難である。このため、図書館外から図書館資料をある程度利用可能にする電子図書館システムの充実を図り、図書館利用者に対する改善の一助としてきた。中央図書館は冬季休業中の開館日拡大の実現により年間337日（2008年度）開館しており、これは私立大学図書館としては有数の日数である。

（3）学術情報へのアクセス

図書館業務については発注から目録データ作成、予算管理まですべてのシステム化が終了し、殆ど全ての蔵書についてのデータ化も終了している。このため図書館利用者は、インターネットを通

じてどこからでも蔵書データベースの検索が可能になっている。また国立情報学研究所の学術情報システムに参加することによって他大学とのシステムの連携も大きく進展している。また「図書館ポータルシステム」を構築し、これにより利用者はインターネットを通じて資料の貸出予約、取寄せ依頼、自身の利用状況の把握などが可能になっている。

他大学との協力については、本学、法政大学、明治学院大学、学習院大学、東洋大学、青山学院大学、國學院大学、立教大学の8大学で「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」を形成し、相互の教職員学生が各大学の図書館を利用できる体制を構築した。本学図書館はコンソーシアム8大学のうち最も他大学から利用される図書館となっている。

4 評価と課題

(1) 優れた点及び今後も維持したい事項

- ア 法科大学院専門の独立のローライブラリーが設置され、相当数の蔵書があり、データベースや通信施設も整っていること、専門の司書が常時相談に応ずる体制であること。法科大学院生が利用しやすい体制がとられていること。
- イ ローライブラリーには一定の専門書も所蔵されており、法科大学院学生の研究にも資すること。また、大学の中央図書館との連絡も良い位置にあること。
- ウ 中央図書館及びローライブラリーは日曜日も開室し、月末整理日をなくすなど、ほぼ毎日開館しており、利用状況も非常に良好であること。
- エ ローライブラリーは、手続きをとった修了生の利用も認めており、修了後にもライブラリー機能、研究機能が期待されている施設であること。

(2) 改善を要する点等

- ア ローライブラリーは、中央図書館と隣接するも、法科大学院の授業、演習が行われるアカデミーコモンおよび法科大学院学生共同研究室から多少距離がある。大学全体の施設関係に係わることであり、早期の改善は困難であるが、法科大学院独立棟の建設が長期的課題といえよう。
- イ ローライブラリーは、法科大学院学生から要望のあった大学入試期間にも開室したが、開室時間の延長、開館日数の増加に対する要望がある。

以 上